

No	府省庁担当課	意見箇所	原文	意見	理由
1	文部科学省 科学技術・学術政策局政策課		<p>I. 基本理念 (略)</p> <p>II. 国家戦略の柱としての2大イノベーション (略)</p> <p>III. 国家を支え新たな強みを生むプラットフォームの構築 (略)</p> <p>IV. 我が国の基礎体力の抜本的強化 (1. ～4. 略)</p> <p>5. 世界の活力と一体化する国際戦略</p> <p>V. これからの新たな政策の展開 (1. 略)</p> <p>2. 科学・技術システムの改革</p> <p>3. 科学・技術コミュニケーションの抜本的強化～国民とともに創り進める政策～ (4. 略)</p>	<p>下記のように全体構成を見直すべき。</p> <p>I. 基本理念</p> <p>II. 2大イノベーションをはじめとする重要政策課題対応型イノベーションの推進 (原文のII. III. を統合するとともに、IV. 5. 及びV. 2. の一部を追加して全体を構成。)</p> <p>III. 基礎科学力の抜本的強化 (原文のIV. から5. を除き、V. 2. の一部を追加して全体を構成。)</p> <p>IV. 社会・国民とともに創り進める政策の実現 (原文のV. 3. を中心に全体を構成。)</p>	<p>全体として事業化・産業化志向が強調された構成となっており、科学技術基本法で規定される科学技術に関する総合的かつ体系的な政策とは言い難い。新成長戦略の構成の通りグリーン・ライフ両イノベーションを過度に強調するのではなく、「成長のプラットフォーム」として位置付けられている科学技術それ自体を、より深化・具体化したものとして位置付けるべき。</p> <p>このため、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーションのみならず、科学技術政策として、国として取り組むべき重要な政策課題に対応するという視点を明確にすべき。そのような観点からすると、III. は内容・位置付けともに不明確であり、国民生活・産業・国家の基盤構築という政策課題対応のための研究開発であることを明確にし、II. と統合した上で、新たな「II. 2大イノベーションをはじめとする重要政策課題対応型イノベーションの推進」として位置付けるべき。</p> <p>「基礎体力」という表現は、その含意が不明確であり、「基礎科学力」とすべき。その上で、科学技術の国際展開は、ODAや国際標準化をはじめ、重要政策課題への対応やイノベーションへの寄与が大きいことから、基礎体力ではなく、新たなII. の中に位置付けるべき。さらに、II. の重要政策課題対応と、III. の基礎科学力強化を車の両輪として進めることを明確にすべき。</p> <p>「事業仕分け」の教訓も踏まえ、今後は科学技術イノベーション政策を社会・公共政策の一つとして明確に位置付け、社会・国民の理解と教訓を得て政策を進めることが極めて重要であり、「IV. 社会・国民とともに創り進める科学技術イノベーション政策の実現」を柱の一つに位置付け、これを次期基本計画の新たな視点・取組方針の一つとして掲げるべき。</p>
2	財務省 主計局文部科学第4係	I. 1.		<p>素案は、II. 以下で、推進すべき分野を記載しているが、全体として見れば、全ての分野について充実の必要性を強調している。限られた財源の中で最大限の成果を上げて行くためには、総花的な計画とすべきではない。優先順位付けを明確にし、重点化を図る分野と抑制すべき分野を明確に記載すべき。</p>	
3	財務省 主計局文部科学第4係	I. 1.		<p>我が国の国際的な地位が相対的に低下していく中において、科学・技術に対する国民の目は厳しい。これまでも巨額の研究開発投資を行ってきたにもかかわらず、十分な成果が上がっていない要因について、目標と実績についての客観的な分析も交えて総括し、計画に記載すべき。</p>	
4	財務省 主計局文部科学第4係	I. 1.		<p>基礎研究を含め、有識者による評価だけでなく、外部の厳しい評価を受ける仕組みを導入すべき。例えば、出口を見据えた研究開発については、原則として民間からの資金拠出を条件とすること等を記載すべき。</p>	
5	厚生労働省 健康局結核感染症課	I. 1.	<p>○ 近年、世界はダイナミックに変化している。地球温暖化をはじめとする地球環境問題や水・食料・資源・エネルギーに関する問題の顕在化、自然災害や新興・再興感染症の多発、貧困層の拡大など、各国が協調・協力して取り組むべき世界規模の諸課題が深刻化している。また、世界経済や国際政治において、中国、インドなどの巨大な市場を抱える新興国の影響力が増しつつあり、これらの国々の相対的な地位が高まり、世界の多極化が急速に進展している。</p>	<p>○ 近年、世界はダイナミックに変化している。地球温暖化をはじめとする地球環境問題や水・食料・資源・エネルギーに関する問題の顕在化、自然災害や2009年4月に発生し、国境を越え速やかに世界中に広がった新型インフルエンザを含めた新興・再興感染症の多発、貧困層の拡大など、各国が協調・協力して取り組むべき世界規模の諸課題が深刻化している。また、世界経済や国際政治において、中国、インドなどの巨大な市場を抱える新興国の影響力が増しつつあり、これらの国々の相対的な地位が高まり、世界の多極化が急速に進展している。</p>	<p>「ダイナミックな世界の変化と日本の危機」のなかで、2009年4月に発生し、政府一丸となって対策を実施した新型インフルエンザH1N1について、言及することが妥当と考えられるから。</p>
6	財務省 主計局文部科学第4係	I. 1.	<p>○ 日本では、ここ数十年にわたる経済的低迷により、国内総生産の伸びも停滞し、本年中にも世界第2位の座を譲ると予想されている。(以下略)</p>	<p>○ 日本では、ここ数十年にわたる経済的低迷により、国内総生産の伸びも停滞し、本年中にも世界第2位の座を譲ると予想されている。我が国の財政は、一段と厳しさを増している。平成22年度予算においては、戦後初めて当初予算で収収が公債発行額を下回り、平成22年度末において、国及び地方の長期債務残高はGDPの181%に達する見込みである。(以下略)</p>	<p>専門調査会における専門委員からの発言を踏まえた修正。また、我が国の社会経済の現状について説明をする場合には、国の財政事情についても説明をする必要がある。</p>
7	財務省 主計局文部科学第4係	I. 1.	<p>○ 諸外国では、科学・技術・イノベーション政策を国家戦略として位置付け、国のトップのリーダーシップの下、予算の大幅な増額方針を打ち出すなど、強気に展開している。我が国においても、これから世界の中でどのような国としてあるべきか、主要な成長センターであるアジアをはじめ世界とどう関わっていくべきかといった国の将来の立ち位置を明らかにし、科学・技術・イノベーションで中長期的に目指すイメージを明確に打ち出す必要がある。その上で、その実現に向けて具体的取組を一層強力かつ戦略的に推進していくことが、急務となっている。</p>	<p>○ 諸外国では、科学・技術・イノベーション政策を国家戦略として位置付け、国のトップのリーダーシップの下、予算の大幅な増額方針を打ち出すなど、強気に展開している。我が国においても、これから世界の中でどのような国としてあるべきか、主要な成長センターであるアジアをはじめ世界とどう関わっていくべきかといった国の将来の立ち位置を明らかにし、科学・技術・イノベーションで中長期的に目指すイメージを明確に打ち出す必要がある。その上で、極めて厳しい財政状況を踏まえ、選択と集中を徹底することを前提として、その実現に向けて具体的取組を一層強力かつ戦略的に推進していくことが、急務となっている。</p>	<p>諸外国と比較しても突出して厳しい財政状況の中で、科学・技術・イノベーション政策を強力に推進していくためには、財政演説で表明された、選択と集中の考え方を徹底することが不可欠。</p>

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁 担当課	意見箇所	原文	意見	理由
8	文部科学省 科学技術・学 術政策局調 査調整課	I. 3. (1)	これに対し、我が国では、基礎研究に対する予算は近年横ばい傾向にある。	(質問) 科学技術研究調査報告では、「基礎研究」の定義として、「特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成するため、又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究という。」とされているが、本方針でも同様と考えて良いか。 また、科学技術「基礎研究に対する予算」とは、何を指すのかご教示ください。(集計上の技術的な点に注目しています。)	
9	文部科学省 科学技術・学 術政策局安 全・安心科学 技術企画室	I. 3. (2) ②	将来にわたり、安全(P)で質の高い社会及び国民生活を実現することで、国民の「幸福度」を向上するとともに、それらが国民の誇りとなる国	将来にわたり、安全・安心で質の高い社会及び国民生活を実現することで、国民の「幸福度」を向上するとともに、それらが国民の誇りとなる国	第2期基本計画の基本理念「安心・安全で質の高い生活のできる国」、第3期基本計画の理念「健康と安全を守る～安心・安全で質の高い生活のできる国の実現に向けて～」など、「安全」だけでなく「安心」の重要性についても明記されてきたところ、第4期基本計画策定にあたっては、その重要性に変わりはない。さらに、質の高い社会及び国民生活の実現には「安心」の確保が重要であるため、「安心」についても明記すべきである。
10	国土交通省 大臣官房技 術調査課	I. 3. (2) ②	将来にわたり、安全(P)で質の高い社会及び国民生活を実現することで、国民の「幸福度」を向上するとともに、それらが国民の誇りとなる国	将来にわたり、安全・安心(P)で質の高い社会及び国民生活を実現することで、国民の「幸福度」を向上するとともに、それらが国民の誇りとなる国	第3期科学技術基本計画においても、「安全・安心」という表現で記載されているところであり、「気候変動に適応した新たな社会の創出に向けた技術開発の方向性」等においてもこの記載がされているところ。
11	総務省 消防庁予防 課消防技術 政策室	I. 3. (2) ③	地球温暖化をはじめとする地球的規模の深刻かつ重大な課題に対して、国際協調・協力の下で取り組み、その解決を先導する国	地球温暖化、大規模自然災害をはじめとする地球的規模の深刻かつ重大な課題に対して、国際協調・協力の下で取り組み、その解決を先導する国	近年、地球温暖化に起因する気象変動により、大規模自然災害が多発する傾向にある。
12	文部科学省 研究振興局 研究環境・産 業連携課	I. 3. (2) ④	人類共通かつ世界最先端の科学的な「知」の資産を創出し続け世界に貢献するとともに、それらを育む環境とシステムを有する国	人類共通かつ世界最先端の科学的な「知」の資産を創出し続け世界に貢献するとともに、それらを育み活用するも環境とシステムを有する国	我が国の科学・技術力をイノベーションにつなげるためには、「知」の資産の創出し、育むだけでなく、それらを活用することが不可欠。
13	財務省 主計局文部 科学第4係	I. 3. (3)	「科学・技術こそ日本の生きる道」との大前提の下、「未来への確かな投資」を確実にやっていくことが極めて重要である。その際には、日本の将来を見通しながら新たな政策の仕掛けなど数々の工夫を盛り込む一方で、足下をしっかりと見据え、PDCAサイクルによる不断の点検・改革を行い、我が国の持続的発展を支える科学・技術への投資を、官民一体となって一層強化していくことが求められる。	「科学・技術こそ日本の生きる道」との大前提の下、「未来への確かな投資」を確実にやっていくことが極めて重要である。その際には、日本の将来を見通しながら新たな政策の仕掛けなど数々の工夫を盛り込む一方で、足下をしっかりと見据え、PDCAサイクルによる不断の点検・改革を行い、 <b>選択と集中の考えに基づき、限られた資源を最大限に活用することにより、我が国の持続的発展を支える科学・技術への投資を、官民一体となって一層強化していくことが求められる。</b>	限りある資源を最大限に効率的・効果的に活用する姿勢を明記。
14	国土交通省 総合政策局 技術安全課	II. 1.	点線の枠囲みについて	(質問) 点線の枠で囲まれている部分の記述は、枠で囲まれていない記述と扱いが異なるのか。	
15	財務省 主計局文部 科学第4係	II. 1.	(前略)このため、課題解決に向け、研究開発の体系的な実施から、成果の実証、国際標準化、規制・制度改革などによる社会システムづくりまでを一貫して行う課題解決型のイノベーションを推進する。特に、日本が取り組むべき喫緊の課題である地球温暖化、少子高齢化に対応しつつ、成長を実現していくため、グリーン・イノベーションとライフ・イノベーションを強力に進める。また、(以下略)	(前略)このため、課題解決に向け、研究開発の体系的な実施から、成果の実証、国際標準化、規制・制度改革などによる社会システムづくりまでを一貫して行う課題解決型のイノベーションを推進する。特に、日本が取り組むべき喫緊の課題である地球温暖化、少子高齢化に対応しつつ、成長を実現していくため、 <b>限られた資源の中で最大限の成果を上げることを目指し、グリーン・イノベーションとライフ・イノベーションを強力に進めるに重点化を図る。</b> また、(以下略)	成長戦略を踏まえ、2大イノベーションに重点化を図る方針を明記。
16	国土交通省 総合政策局 技術安全課	II. 2. (1)	(P.グリーン・イノベーションに係るタスクフォースの議論を反映予定。)	(質問) タスクフォースにおいて議論されているアクションプランは23年度予算に係る取組みで、毎年、進捗を踏まえ見直しを実施するとされているところ、当該基本方針にその議論を反映する場合は、24～27年度の取組みについてはどのように記述されるのか。	
17	環境省 総合環境政 策局総務課 環境研究技 術室	II. 2. (1)	(P.グリーン・イノベーションに係るタスクフォースの議論を反映予定。)	(質問) タスクフォースの議論を反映させるとあるが、アクション・プランは23年度要求を念頭に置くのに対して、本計画は5カ年の基本計画と理解している。 本計画は、アクション・プランより対象範囲が広いとの理解でよろしいか。両者が対象とする範囲の違い、及び範囲が異なる両者が今後どのようにリンクしていくかについて説明されたい。	

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁担当課	意見箇所	原文	意見	理由
18	内閣官房 総合海洋政策本部事務局	II. 2. (1)	(P. グリーン・イノベーションに係るタスクフォースの議論を反映予定。)	【一次意見】 (質問) タスクフォースでの議論の反映に向けたスケジュールをご教示いただきたい。 また、反映時には再度協議いただけるものと解してよいか。	当該箇所は今後の議論により大幅に変わりえるものと理解した。そのため、現時点では当該箇所に係る意見は申し上げることはできず、修正の際に再度協議いただきたい。
			同上	【二次意見】 タスクフォースでの意見反映の際には、再度協議いただきたい。	
19	農林水産省 農林水産技術会議事務局技術政策課	II. 2. (1)	(P. グリーン・イノベーションに係るタスクフォースの議論を反映予定。)	「循環型食料生産」を明確に位置づけることが必要。	循環型食料生産はN <sub>2</sub> O、CO <sub>2</sub> の削減に資するとともに、投入エネルギーの削減にも結びつき、環境・エネルギー大国に大きく貢献するものであり、グリーン・イノベーションの中で重要な取組である。
20	環境省 総合環境政策局総務課 環境研究技術室	II. 2. (1)	○ 地球温暖化問題の解決に向けた温室効果ガスの削減、自然への負荷の緩和、自然の保全・再生、気候変動への適応、資源節約型の循環型社会の形成など、自然との共生と社会の発展・経済の成長をバランスよく両立するグリーン・イノベーションを推進していく。これにより、世界一の環境・エネルギー大国となることを目指す。	冒頭に(P. グリーン・イノベーションに係るタスクフォースの議論を反映予定。 )とあるが、少なくとも原文の○以下は維持ありたい。	現在、グリーンイノベーションに係るタスクフォースでの議論では、来年度予算編成に向けたアクションプランへの対応として、グリーンイノベーションの大目標として「低炭素社会の実現」のみが掲げられているところである。しかしながら、より長期間を見据えた科学技術基本計画において、グリーンイノベーションの推進に当たっては、低炭素社会の実現のみならず、原文○以下にあるような、環境分野に係る事項が同様に重要な事項であると考ええる。例えば、資源循環ビジネスや水ビジネスは、アジアや海外に向けて大いに展開していくべき。これらは我が国のイノベーションにつながるものである。また、本年10月には名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催される。我が国としても今後の生物多様性に係る取組を積極的に進めていく姿勢を国際的に示す必要がある。遺伝資源を保全し、いかに活用していくかは国際的にも大きなテーマである。
21	経済産業省 製造産業局 化学物質管理課	II. 2. (1)	○ 地球温暖化問題の解決に向けた温室効果ガスの削減、自然への負荷の緩和、自然の保全・再生、気候変動への適応、資源節約型の循環型社会の形成など、自然との共生と社会の発展・経済の成長をバランスよく両立するグリーン・イノベーションを推進していく。これにより、世界一の環境・エネルギー大国となることを目指す。	○ 地球温暖化問題の解決に向けた <b>向けた二酸化炭素やフロン等の</b> 温室効果ガスの削減、自然への負荷の緩和、自然の保全・再生、気候変動への適応、資源節約型の循環型社会の形成など、自然との共生と社会の発展・経済の成長をバランスよく両立するグリーン・イノベーションを推進していく。	温室効果ガスには、CO <sub>2</sub> だけではなくフロン等の温室効果ガスがあり、温室効果ガスとしても大きなウェイトを占めるため。
22	文部科学省 研究開発局 参事官付(宇宙航空政策担当)	II. 2. (1)	○ 地球温暖化問題の解決に向けた温室効果ガスの削減、自然への負荷の緩和、自然の保全・再生、気候変動への適応、資源節約型の循環型社会の形成など、自然との共生と社会の発展・経済の成長をバランスよく両立するグリーン・イノベーションを推進していく。これにより、世界一の環境・エネルギー大国となることを目指す。	○ 地球温暖化問題の解決に向けた <b>国際協調の枠組みの中での衛星等による地球環境観測</b> 、温室効果ガスの削減、自然への負荷の緩和、自然の保全・再生、気候変動への適応、資源節約型の循環型社会の形成など、自然との共生と社会の発展・経済の成長をバランスよく両立するグリーン・イノベーションを推進していく。これにより、世界一の環境・エネルギー大国となることを目指す。	国際的議論の前提として、地球環境観測は不可欠。P.5のI. 3. (2)の2個目の○の③に「目指すべき国・社会のすがた」として「地球温暖化をはじめとする地球規模の深刻かつ重大な課題に対して、国際協調・協力の下で取り組み、その解決を先導する国」とあるが、地球環境観測の分野の国際的枠組みであるGEOSS (Global Earth Observation System of Systems)はまさにその典型例であり、これまで、我が国は人工衛星等を活用した貢献の表明により高く評価されている。今後、国際的に環境対策を考える上では、その基礎となるデータが非常に重要であり、その分野で我が国が大きく貢献することは、本分野でのイニシアティブを獲得することにつながると考えられる。以上から、記述の内容に即して、本内容を例示として盛り込むことが適切と考えられる。
23	国土交通省 大臣官房技術調査課	II. 2. (1)	○ 地球温暖化問題の解決に向けた温室効果ガスの削減、自然への負荷の緩和、自然の保全・再生、気候変動への適応、資源節約型の循環型社会の形成など、自然との共生と社会の発展・経済の成長をバランスよく両立するグリーン・イノベーションを推進していく。これにより、世界一の環境・エネルギー大国となることを目指す。	○ 地球温暖化問題の解決に向けた温室効果ガスの削減、自然への負荷の緩和、自然の保全・再生、 <b>洪水等の自然災害、防災</b> 、気候変動への適応、 <b>環境に配慮した国土形成及び保全</b> 、資源節約型の循環型社会の形成など、自然との共生と社会の発展・経済の成長をバランスよく両立するグリーン・イノベーションを推進していく。	「気候変動適応型社会の実現に向けた技術開発の方向性立案のためのタスクフォース」(総合科学技術会議)における最終とりまとめに記述されており、グリーンイノベーション実現のための取り組みとして、IT防災の推進など、防災に関する取り組みが重要である旨記述されていることから、記載すべきではないかと考える。 また、現在、グリーン・イノベーションタスクフォースで議論している「環境インフラ」の施策を位置づけるため、「環境に配慮した国土形成及び保全」を記載する必要があると考える。
24	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課循環型社会推進室	II. 2. (1)	○ 地球温暖化問題の解決に向けた温室効果ガスの削減、自然への負荷の緩和、自然の保全・再生、気候変動への適応、資源節約型の循環型社会の形成など、自然との共生と社会の発展・経済の成長をバランスよく両立するグリーン・イノベーションを推進していく。これにより、世界一の環境・エネルギー大国となることを目指す。	○ 地球温暖化問題の解決に向けた温室効果ガスの削減、自然への負荷の緩和、自然の保全・再生、気候変動への適応、 <b>資源節約型</b> の循環型社会の形成など、自然との共生と社会の発展・経済の成長をバランスよく両立するグリーン・イノベーションを推進していく。これにより、世界一の環境・エネルギー大国となることを目指す。	表現の適正化のため。

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁担当課	意見箇所	原文	意見	理由
25	文部科学省 研究開発局 海洋地球課	Ⅱ. 2. (1)	○ 地球温暖化問題の解決に向けた温室効果ガスの削減、自然への負荷の緩和、自然の保全・再生、気候変動への適応、資源節約型の循環型社会の形成など、自然との共生と社会の発展・経済の成長をバランスよく両立するグリーン・イノベーションを推進していく。これにより、世界一の環境・エネルギー大国となることを目指す。	○ 地球温暖化問題の解決に向けた温室効果ガスの削減、自然への負荷の緩和、自然の保全・再生、気候変動への適応、資源節約型の循環型社会の形成、 <b>総合的な資源エネルギーの確保</b> など自然の共生と社会の発展・経済の成長をバランスよく両立するグリーン・イノベーションを推進していく。これにより、世界一の環境・エネルギー大国となることを目指す。	世界第6位の排他的経済水域（EEZ）の広さを誇る我が国においては、海底下に眠る未利用のエネルギー・鉱物資源の開発は、諸外国における資源ナショナリズムの高揚に対抗し、独自のエネルギー・鉱物資源の安定供給を図る上で喫緊の課題である。なお、このことについては、海洋基本計画（平成20年3月閣議決定）においても、以下の通り記述されているところである。  第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 3 排他的経済水域等の開発等の推進 (2) 海洋資源の計画的な開発等の推進 イ エネルギー・鉱物資源 「陸域の資源に乏しい我が国は、需要用のほぼすべてを海外からの輸入に頼ってきたが、近年は資源価格の高騰に伴い資源産出国において資源ナショナリズムが急速に高まりつつある。このような状況は、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保にも影響を及ぼしかねないものである。（中略）他国の資源政策に影響されない安定的な自らの資源供給源を持つための取組を進める必要がある。」
26	内閣官房 総合海洋政策本部事務局	Ⅱ. 2. (1)	○ 地球温暖化問題の解決に向けた温室効果ガスの削減、自然への負荷の緩和、自然の保全・再生、気候変動への適応、資源節約型の循環型社会の形成など、自然との共生と社会の発展・経済の成長をバランスよく両立するグリーン・イノベーションを推進していく。これにより、世界一の環境・エネルギー大国となることを目指す。	○ 地球温暖化問題の解決に向けた温室効果ガスの削減、自然への負荷の緩和、自然の保全・再生、気候変動への適応、資源節約型の循環型社会の形成、 <b>資源エネルギーの確保、再生可能エネルギーへの転換</b> など、自然との共生と社会の発展・経済の成長をバランスよく両立するグリーン・イノベーションを推進していく。これにより、世界一の環境・エネルギー大国となることを目指す。	新成長戦略（基本方針）にもあるとおり、グリーン・イノベーションの推進にあたっては、資源エネルギーの確保と再生可能エネルギーへの転換が不可欠であるため、記載願いたい。
27	文部科学省 研究開発局 環境エネルギー課	Ⅱ. 2. (2)		地球温暖化問題のような地球規模の課題に対して課題解決型の研究開発を行うには、短期的な問題解決型研究のみならず、長期的視点に立った、イノベーションを支える基幹技術を開発推進することを視野に入れながら進める視点が必要不可欠である。原案は、短期的な視点に立ったものが多く見受けられるため、中長期的な視点と、基礎的研究開発の必要性の視点をそれぞれ盛り込むべきである。	同左。
28	文部科学省 研究開発局 環境エネルギー課	Ⅱ. 2. (2)	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。	○ <b>基礎研究から出口まで</b> を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、 <b>温室効果ガスを削減する革新的技術開発の前倒し</b> を行う。	グリーン・イノベーションを推進するには、出口に近い研究のみならず、基盤を支える基礎研究の推進も非常に必要であるため。 また、開発すべき革新的技術は、温室効果ガスの排出の削減に資するべきものであるため、具体的に記載した方が適切なため。
29	文部科学省 研究振興局 基礎基盤研究課	Ⅱ. 2. (2)	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池・ <b>太陽光発電電池</b> 、 <b>超伝導物質</b> や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化、 <b>CO<sub>2</sub>固定化技術・悪環境抵抗性植物</b> など、革新的技術開発の前倒しを行うとともに、 <b>数理工学的手法によって社会活動の効率化・低炭素化を図るためのスマートテクノロジー研究開発・実証拠点の構築を進める</b> 。	工学的な技術のみ技術の例示があるが、グリーン・イノベーションに向けた研究開発としては様々な学問分野からの貢献があり、例えば生物を用いた研究や、数理工学等ソフト的な手法にも地球温暖化問題等への大きな貢献が期待されているところであり、これに関する重要な技術を例示する。
30	文部科学省 研究開発局 参事官付(宇宙航空政策担当)	Ⅱ. 2. (2)	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、 <b>低燃費航空機</b> 、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。	現在、約半世紀ぶりに低燃費性能をキー技術とした国産旅客機の開発が進められており、今後、低燃費性能が航空機の競争力をきめる上で極めて重要。また、航空機の低燃費化は、低炭素社会の実現の面だけでなく、燃油サーチャージ等の面で国民生活への影響が大きいと、前倒しすべき革新的技術として明示されたい。
31	国土交通省 海事局総務課		○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。	【一次案】 ○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車 <b>その他運輸部門での総合的な温室効果ガス削減に資する技術</b> 、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。	【一次理由】 Ⅰ. 基本理念において、「第4期基本計画については、2009年12月に閣議決定された「新成長戦略（基本方針）」を踏まえ、基本方針を示す」とされているところ。 「新成長戦略（基本方針）」では、「グリーン・イノベーションによる成長とそれを支える資源確保の推進」中、「運輸部門での総合的な温室効果ガス削減を実現する」と明記されており、運輸部門全体について記載することが適切であるため。
31(※)		Ⅱ. 2. (2)	同上	【二次案】 ○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。さらに、 <b>モーダルシフトの推進等により、運輸部門での総合的な温室効果ガス削減を実現する</b> 。	【二次理由】 Ⅰ. 基本理念において、「第4期基本計画については、2009年12月に閣議決定された「新成長戦略（基本方針）」を踏まえ、基本方針を示す」とされているところ。 モーダルシフトの推進等により、運輸部門での総合的な温室効果ガス削減を実現することは、「新成長戦略（基本方針）」の「グリーン・イノベーションによる成長とそれを支える資源確保の推進」中に位置付けられている重要な事項であることから、Ⅱ. 2. (1)の「温暖化ガスの削減」としての記載とは別に、明記することが適切であるため。

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁担当課	意見箇所	原文	意見	理由
32	文部科学省 研究開発局 原子力課	Ⅱ. 2. (2)	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、 <b>高速増殖炉</b> など原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。	「研究開発を推進する」という記載の具体例なので、「原子力発電所」ではなく、「原子力発電」が適切。また、原子力発電の高度利用の代表的な例として、「高速増殖炉」を記載。
33	環境省 総合環境政策局総務課 環境研究技術室	Ⅱ. 2. (2)	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、 <b>二酸化炭素の隔離・貯留</b> 、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。	地球温暖化対策を含めたグリーンイノベーションを推進し、環境・エネルギー大国を目指すため。
34	文部科学省 研究開発局 海洋地球課	Ⅱ. 2. (2)	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、 <b>海底に眠るレアメタル等の資源量の把握と活用</b> など、革新的技術開発の前倒しを行う。	世界第6位の排他的経済水域（EEZ）の広さを誇る我が国においては、海底下に眠る未利用のエネルギー・鉱物資源の開発は、諸外国における資源ナショナリズムの高揚に対抗し、独自のエネルギー・鉱物資源の安定供給を図る上で喫緊の課題である。なお、このことについては、海洋基本計画（平成20年3月閣議決定）においても、以下の通り記述されているところである。  第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 1 海洋資源の開発及び利用の推進 「エネルギー・鉱物資源については、周辺海域における賦存状況の把握、生産技術の開発（中略）等が必要である。」
35	国土交通省 港湾局技術 監理室	Ⅱ. 2. (2)	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。	【一次案】 ○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化、 <b>海洋を活用したCO<sub>2</sub>削減</b> など、革新的技術開発の前倒しを行う。	【一次理由】 海洋基本法の施行（H19）、海洋基本計画の策定（H20）をふまえ、陸地面積は狭いものの広大な排他的経済水域を有する我が国にとって、海洋の利活用が喫緊の課題として認識されている。海洋は、波浪・海潮流・洋上風などのクリーンエネルギー資源の宝庫であるとともに、特に干潟などの浅海域は熱帯雨林以上の単位面積あたりのCO <sub>2</sub> 吸収能力を有することが知られており、海洋の利活用なくしては我が国にとってのグリーンイノベーションは成立し得ないため。 東京大学や横浜国立大学でも、学部・学科の枠を超えた総合的な海洋にかかわる教育活動もスタートしたところであり、イノベーションのターゲットとなる海洋の位置づけを明記すべき。
35 (※)			同上	【二次案】 ○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化、 <b>海洋の波浪・海潮流・洋上風などのクリーンエネルギーの活用、干潟などによるCO<sub>2</sub>の吸収促進</b> など、革新的技術開発の前倒しを行う。	【二次理由】 海洋基本法の施行（H19）、海洋基本計画の策定（H20）をふまえ、陸地面積は狭いものの広大な排他的経済水域を有する我が国にとって、海洋の利活用が喫緊の課題として認識されている。海洋は、波浪・海潮流・洋上風などのクリーンエネルギー資源の宝庫であるとともに、特に干潟などの浅海域は熱帯雨林以上の単位面積あたりのCO <sub>2</sub> 吸収能力を有することが知られており、海洋の利活用なくしては我が国にとってのグリーンイノベーションは成立し得ないため。 東京大学や横浜国立大学でも、学部・学科の枠を超えた総合的な海洋にかかわる教育活動もスタートしたところであり、イノベーションのターゲットとなる海洋の位置づけを明記すべき。 具体的な革新的な技術開発を記載。
36	内閣官房 総合海洋政策 本部事務局	Ⅱ. 2. (2)	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化、 <b>海底資源エネルギーの探査・開発、海洋における再生可能エネルギーの開発</b> など、革新的技術開発の前倒しを行う。	新成長戦略（基本方針）にもあるとおり、グリーン・イノベーションの推進にあたっては、資源エネルギーの確保と再生可能エネルギーへの転換が不可欠であるため、記載願いたい。
37	経済産業省 資源エネルギー 庁総合政策課	Ⅱ. 2. (2)	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の <b>着実な推進</b> ・前倒しを行う。	本方針は今後の科学技術政策の基本的方向性を示したものと理解しているが、技術開発の前倒しの大前提として、革新技術開発の着実な推進が必要不可欠であり、その点についても明示すべきであるから。
38	経済産業省 資源エネルギー 庁電力・ガス事業部 電力基盤整備課	Ⅱ. 2. (2)	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の <b>強化</b> ・前倒しを行う。	火力発電所における技術開発は、ボイラ、タービンを始めとする高温、高圧下における長時間運転時の耐久性を要する部品の検証が必要であり、試験時間を短縮させることは、目的である長期耐久性の確認という成果を逸することになりかねないため、事業の前倒しは困難な開発の一つである。 一方、耐久試験における諸条件を増やすなど、より高度な試験を行うことで、より確度の高い成果を得ることができ、ユーザーの信頼性を獲得できることから結果としてより早期商用化を実現することが可能となる。 以上から「革新的技術開発の強化」の追加をお願いしたい。
39	経済産業省 製造産業局 自動車課	Ⅱ. 2. (2)	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。	○ 出口を見据えた体系的な研究開発を推進する。特に、蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、原子力発電所の高度利用、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発を <b>着実に推進するの前提</b> を行う。	蓄電池や次世代自動車については、従来から、可能な限り早期の開発を進めおり、今後も政府による支援も含め、官民の取組を促進していくことが必要。特に、車両開発については、民間企業においても既に人員をフル稼働させつつ進めているところであり、安全性等の評価を行いながら、最大限の加速化を進めているところである。このような実態を踏まえ、「着実に推進」という表現が適切と考えられる。

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁 担当課	意見箇所	原文	意見	理由
40	文部科学省 研究開発局 環境エネルギー課	Ⅱ. 2. (2)	(2個目の○と3個目の○の間に追加)	○ 地球観測の成果の活用、温暖化に伴う課題解決のための手法の開発等、気候変動への適応のための技術開発を推進する。	地球温暖化対策の実施にあたっては、温室効果ガスの濃度変化等の状況を把握するための観測及び監視が必要であると同時に、それらを用いた気候変動に適応させるための施策を実施する必要があるため。  【地球温暖化対策基本法案(国会審議中)】 (地球温暖化への適応を図るための施策) 第二十八条国は、地球温暖化及びその影響について予測を行い、その結果を踏まえ、地球温暖化への適応を図るための施策を計画的に推進するものとする。 (国際的協調のための施策) 第二十九条国は、地球温暖化対策を国際的協調の下で推進することの重要性にかんがみ、すべての主要な国が参加する公平かつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みの構築を図るとともに、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に関する国際的な連携の確保、国際的な資金の提供に関する新たな枠組みの構築、技術及び製品の提供その他の取組を通じた自国以外の地域における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を適切に評価する仕組みの構築その他の国際協力を推進するために必要な施策を講じ、あわせて、地方公共団体及び民間団体等による地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
41	経済産業省 資源エネルギー庁 電力ガス事業部 政策課	Ⅱ. 2. (2)	○ 国際展開も視野に入れた研究開発成果の実用化・普及を迅速に図るための実証事業を推進する。例えば、原子力などのエネルギー、情報通信、交通をパッケージとした環境調和型の都市システム作り、世界の水問題の解決に向けて我が国の技術と経験を活用する水マネジメントシステムの構築・運営など、社会システム、都市システムの変革までを視野に入れた実証事業を、国内外で展開する。	○ 国際展開も視野に入れた研究開発成果の実用化・普及を迅速に図るための実証事業を推進する。例えば、 <b>原子力などの</b> エネルギー、情報通信、交通をパッケージとした環境調和型の都市システム作り、世界の水問題の解決に向けて我が国の技術と経験を活用する水マネジメントシステムの構築・運営など、社会システム、都市システムの変革までを視野に入れた実証事業を、国内外で展開する。	【一次理由】 「例えば、原子力などのエネルギー、情報通信、交通をパッケージとした環境調和型の都市システム作り」とあるが、都市システム作りに原子力をパッケージとして組み込むことは不適切。
41 (※)			同上	同上	【二次理由】 「例えば、原子力などのエネルギー、情報通信、交通をパッケージとした環境調和型の都市システム作り」とあるが、都市システム作りに組み込むエネルギーの例示を原子力とすると、原子力を都市システムに組み込むという誤解を与えかねない。入れるのであれば「再生可能エネルギー」ではないか。
42	環境省 総合環境政策局 総務課 環境研究技術室	Ⅱ. 2. (2)	○ 国際展開も視野に入れた研究開発成果の実用化・普及を迅速に図るための実証事業を推進する。例えば、原子力などのエネルギー、情報通信、交通をパッケージとした環境調和型の都市システム作り、世界の水問題の解決に向けて我が国の技術と経験を活用する水マネジメントシステムの構築・運営など、社会システム、都市システムの変革までを視野に入れた実証事業を、国内外で展開する。	○ 国際展開も視野に入れた研究開発成果の実用化・普及を迅速に図るための実証事業を推進する。例えば、 <b>原子力再生可能エネルギー</b> などのエネルギー、情報通信、交通をパッケージとした環境調和型の都市システム作り、世界の水問題の解決に向けて我が国の技術と経験を活用する水マネジメントシステムの構築・運営など、社会システム、都市システムの変革までを視野に入れた実証事業を、国内外で展開する。	環境調和型の都市システム作りに用いられるエネルギーの例示としては原子力よりも再生可能エネルギーの方が適切と考えられるため。
43	国土交通省 大臣官房 技術調査課	Ⅱ. 2. (2)	○ 国際展開も視野に入れた研究開発成果の実用化・普及を迅速に図るための実証事業を推進する。例えば、原子力などのエネルギー、情報通信、交通をパッケージとした環境調和型の都市システム作り、世界の水問題の解決に向けて我が国の技術と経験を活用する水マネジメントシステムの構築・運営など、社会システム、都市システムの変革までを視野に入れた実証事業を、国内外で展開する。	○ 国際展開も視野に入れた研究開発成果の実用化・普及を迅速に図るための実証事業を推進する。例えば、原子力などのエネルギー、情報通信、交通をパッケージとした環境調和型の都市システム作り、世界の水問題の解決に向けて我が国の技術と経験を活用する水マネジメントシステムの構築・運営、 <b>気候変動予測と一体となった水災害防止技術・政策</b> など、社会システム、都市システムの変革までを視野に入れた実証事業を、国内外で展開する。	【一次理由】 Ⅱ. 2. (1)において、気候変動への適応に関し記述されており、水災害に対する対応の重要性が指摘されていることから。
43 (※)			同上	同上	【二次理由】 総合科学技術会議がとりまとめた「気候変動に適応した新たな社会の創出に向けた技術開発の方向性」P7において、「気候変動の影響に適応するために水害・土砂災害防御や必要な水量・水質制御の要素技術を革新するとともに、気候変動に加え土地利用・人口・産業構造の変化などの様々な影響に一体的に対応する水資源・水環境の総合保全利用システムを完成させる。」と記述されているように、水害・土砂災害防御等の技術と総合保全利用システムは区別されているが、本文の「水マネジメント」という言葉のみでは、後者のみをさすものと誤認される恐れがあることから、前者の水災害についても明記すべきではないか。

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁担当課	意見箇所	原文	意見	理由
44 (※)	経済産業省 原子力安全・ 保安院保安課	II. 2. (2)	○ 課題解決に向けた最先端の研究開発を推進するため、ひとつの制度的実験として、限られた数の「ナショナルラボ」を指定し、適切な管理の下に、関連規制を解除し、先端研究開発を強化する。例えば、研究開発の円滑な推進を妨げる保安規制を限定解除する特区機能付先端研究拠点の創設を早急に検討し、実行に移していく。	【一次案】 ○ 課題解決に向けた最先端の研究開発を推進するため、ひとつの制度的実験として、限られた数の「ナショナルラボ」を指定し、適切な管理の下に、関連規制を解除し、先端研究開発を強化する。例えば、 <b>安全確保の観点から行なわれている規制であって</b> 研究開発の円滑な推進を妨げるおそれがある <b>保安安全規制を代替的な安全確保措置を講ずることで</b> 限定解除する特区機能付先端研究拠点の創設を早急に検討し、実行に移していく。	【一次理由】 「研究開発の円滑な推進を妨げる」とされる規制が安全確保の目的で行われていることを明確にするため、「安全確保の観点から行われている規制であって」を追加されたい。 「研究開発の円滑な推進を妨げる」と断定することは適切ではないこと、他でも断定的には記載されていないため、「おそれがある」を追加されたい。また、「安全」に統一する観点から、「保安規制」を「安全規制」に修正されたい。 代替的な安全確保措置を講ずることなしに規制を解除することは適切ではないため、「代替的な安全確保措置を講ずることで」を追加されたい。
			同上	同上	【二次理由】 「保安」とは、「安全を保つこと。また、社会の安寧秩序を保つこと。」をいう（大辞泉）。「海上保安庁」（海上において人命及び財産を保護し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧することを目的とする。）、「保安警察」（社会秩序の維持を目的とする警察）といった用語は、「保安」の後者の意味から使用されている。 したがって、「保安規制」という用語は、「安全規制」に加えて、秩序維持のための規制（例えば、風俗営業に係る規制）を含む言葉となっている。一方、高圧ガス保安法は、公共の安全の確保を目的としており、専ら「保安」の前者の意味（「安全を保つこと。」）から「保安」の用語を使用している。よって、今回議論の対象となっている規制が安全規制であること、「安全の確保」と「研究開発の推進」という二つの価値観の調整を議論しているということを明確にするためには、「保安規制」ではなく「安全規制」あるいは「安全確保の観点から行われている規制」という用語を使用するべきである。
			同上	【三次案】 ○ 課題解決に向けた最先端の研究開発を推進するため、ひとつの制度的実験として、限られた数の「ナショナルラボ」を指定し、適切な管理の下に、関連規制を解除し、先端研究開発を強化する。例えば、 <b>安全確保の観点から行なわれている規制であって</b> 研究開発の円滑な推進を妨げるおそれがある <b>保安安全規制を</b> について <b>補完的な安全確保措置を講ずることで</b> 限定解除する特区機能付先端研究拠点の創設を早急に検討し、実行に移していく。	【三次理由】
45	経済産業省 製造業局 自動車課	II. 2. (2)	○ 国際標準化については、スマートグリッド、燃料電池、次世代自動車、水関連技術など、今後世界的な成長が期待され日本が優れた技術を有する特定戦略分野において、知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を、官民が協力して2010年度に策定し、これを推進する。	○ 国際標準化については、スマートグリッド、 <del>燃料電池、次世代自動車、</del> 水関連技術など、今後世界的な成長が期待され日本が優れた技術を有する特定戦略分野において、知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を、官民が協力して2010年度に策定し、これを推進する。	知的財産推進計画2010骨子を踏まえた記載とするのであれば、当該骨子において、特定戦略分野が何であるかは示されておらず（例示として、スマートグリッド、電気自動車、水関連技術等があるが、あくまでも今後の検討例であり、現時点で特定戦略分野とはなっていない。）、これを記載することは不適切。（その意味では、全ての例示を削除するべきとは考えるが、当該関連以外の分野については、各々の担当部局に判断を委ねる。）いずれの分野を特定戦略分野とするかは、競争力に直結するものであり、慎重な議論が必要。知財計画骨子に例示されていることを持って、あたかも対象分野であることが決まったかのような誤解を招く表現は一切受け入れられない。
46	経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課	II. 2. (2)	○ 国際標準化については、スマートグリッド、燃料電池、次世代自動車、水関連技術など、今後世界的な成長が期待され日本が優れた技術を有する特定戦略分野において、知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を、官民が協力して2010年度に策定し、これを推進する。	○ 国際標準化については、スマートグリッド、燃料電池、次世代自動車、水関連技術、 <b>組込みシステム技術</b> など、今後世界的な成長が期待され日本が優れた技術を有する特定戦略分野において、知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を、官民が協力して2010年度に策定し、これを推進する。	自動車や情報家電等の製品機器に内蔵される組込みシステムの信頼性を向上させて国際競争力を強化するため、業界内で共通的なシステム領域を括り、組込みシステム技術の業界標準を作成し、国際標準化を目指す必要があるため。
47	内閣官房 知的財産戦略推進事務局	II. 2. (2)	○ 国際標準化については、スマートグリッド、燃料電池、次世代自動車、水関連技術など、今後世界的な成長が期待され日本が優れた技術を有する特定戦略分野において、知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を、官民が協力して2010年度に策定し、これを推進する。	【一次案】 ○ 国際標準化については、スマートグリッド、燃料電池、次世代自動車、水関連技術など、今後世界的な成長が期待され日本が優れた技術を有する特定戦略分野において、 <b>標準化ロードマップを含む</b> 知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を、官民が協力して2010年度に策定し、これを推進する。	【一次理由】 競争力強化戦略が如何なるものか不明のため。 「国際標準化については」と文頭にあるように、国際標準化を主目的としているため、競争力強化戦略として「標準化ロードマップを含む」と明確にすべき。
			同上	【二次案】 ○ 国際標準化については、スマートグリッド、燃料電池、次世代自動車、水関連技術など、今後世界的な成長が期待され日本が優れた技術を有する特定戦略分野において、 <b>標準化に向けた取組の工程を含む</b> 知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を、官民が協力して2010年度に策定し、これを推進する。	【二次理由】 「道筋」をより適切な表現（「工程」）に変更を求めるもの。

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁 担当課	意見箇所	原文	意見	理由
48	経済産業省 製造産業局 自動車課	II. 2. (2)	○ 国際標準化については、スマートグリッド、燃料電池、次世代自動車、水関連技術など、今後世界的な成長が期待され日本が優れた技術を有する特定戦略分野において、知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を、官民が協力して2010年度に策定し、これを推進する。	○ 国際標準化については、スマートグリッド、燃料電池、次世代自動車、水関連技術など、今後世界的な成長が期待され日本が優れた技術を有する特定戦略分野において、 <b>知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を、官民が協力して2010年度に策定し、これを推進する。</b>	国際標準化の検討の重要性は否定しない。 一方、「知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略」についてその意図が不明確であるため削除することが適当であり、記載を残すのであれば、内容を明確化した上で表現ぶりを検討することが必要。 また、蓄電池、次世代自動車など、現時点で技術開発が発展途上にあり、国内メーカー間であっても、技術開発の方向性が統一されているものではないため、一律に「2010年度に策定」することは不適切。過度に早期に方針のみを立てた場合、将来の技術開発余地、ポテンシャルを喪失することにもつながりかねないため、その都度の国際的な技術動向を見極めつつ、段階的・戦略的に検討を進めることが必要。
49 (※)	国土交通省 総合政策局 技術安全課	II. 2. (2)	○ 法制度によるルールの変更で既存の価格体系を変え市場機能を活用しつつイノベーションを誘発する、いわば「ポジティブ規制」による、大胆かつ新たなイノベーション促進政策も検討し、実施すべき時期に来ている。既に欧米では、新たな法的制度によって、バイオ燃料、太陽光発電、風力発電、次世代自動車に関し、地域レベルで従来にない新規市場を創出し、民間の新規投資を誘発し、イノベーションを強力に推進してきている。我が国においても、グリーン・イノベーション推進の観点からは、以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、イノベーション促進型制度・規制の検討を進める。	○ <b>法制度によるルールの変更で既存の価格体系を変え市場機能を活用しつつイノベーションを誘発する、いわば「ポジティブ規制」による、大胆かつ新たなイノベーション促進政策も検討し、実施すべき時期に来ている。</b> 既に欧米では、新たな法的制度によって、バイオ燃料、太陽光発電、風力発電、 <del>次世代自動車</del> に関し、地域レベルで従来にない新規市場を創出し、民間の新規投資を誘発し、イノベーションを強力に推進してきている。我が国においても、グリーン・イノベーション推進の観点からは、 <b>以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、結果としてイノベーションが促進される型制度・規制の検討を進める。</b>	「規制」はそもそも、安全、環境等に関して公益を守るために(保護法益)、負担や不利益を強いるものであって、安全、環境といった保護法益と規制による不利益・負担を比較衡量して判断されなければならない。「次世代自動車」に関する貴回答にあるとおり、「結果として」イノベーションが促進されたとしても、そういった第二次的な効用のみを拡大して、「規制」の本質である保護法益と規制による不利益・負担を無視した議論は適切ではなく、イノベーションが発生するかどうか不明確な状況でむやみに規制が導入されることは不当である。 また、現在の「イノベーション推進型制度・規制」はこれまで全く議論されていない用語であり、国民に誤解を与える可能性があり、避けるべきである。
50	経済産業省 資源エネルギー 燃料部政策課	II. 2. (2)	○ 法制度によるルールの変更で既存の価格体系を変え市場機能を活用しつつイノベーションを誘発する、いわば「ポジティブ規制」による、大胆かつ新たなイノベーション促進政策も検討し、実施すべき時期に来ている。既に欧米では、新たな法的制度によって、バイオ燃料、太陽光発電、風力発電、次世代自動車に関し、地域レベルで従来にない新規市場を創出し、民間の新規投資を誘発し、イノベーションを強力に推進してきている。我が国においても、グリーン・イノベーション推進の観点からは、以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、イノベーション促進型制度・規制の検討を進める。	【一次案】 ○ 法制度によるルールの変更で既存の価格体系を変え市場機能を活用しつつイノベーションを誘発する、いわば「ポジティブ規制」による、大胆かつ新たなイノベーション促進政策も検討し、実施すべき時期に来ている。既に欧米では、新たな法的制度によって、 <del>バイオ燃料</del> 、太陽光発電、風力発電、次世代自動車に関し、地域レベルで従来にない新規市場を創出し、民間の新規投資を誘発し、イノベーションを強力に推進してきている。我が国においても、グリーン・イノベーション推進の観点からは、以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、イノベーション促進型制度・規制の検討を進める。	【一次理由】 バイオ燃料については、欧米の一部国において、余剰農産物を活用したバイオ燃料を前提とした導入義務があるものの、次世代バイオ燃料のイノベーションを促すような義務的的制度はない。
			同上	【二次案】 ○ 法制度によるルールの変更で既存の価格体系を変え市場機能を活用しつつイノベーションを誘発する、いわば「ポジティブ規制」による、大胆かつ新たなイノベーション促進政策も検討し、実施すべき時期に来ている。既に欧米では、新たな法的制度によって、 <del>バイオ燃料</del> 、太陽光発電、風力発電、次世代自動車等に関し、地域レベルで従来にない新規市場を創出し、民間の新規投資を誘発し、イノベーションを強力に推進してきている。我が国においても、グリーン・イノベーション推進の観点からは、以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、イノベーション促進型制度・規制の検討を進める。	【二次理由】 バイオ燃料については、欧米の一部国において、余剰農産物を活用したバイオ燃料を前提とした導入義務があるものの、次世代バイオ燃料のイノベーションを促すような義務的的制度はない。 本件、事実誤認であり、こうした事実が確認出来ないのであれば、明言すべきではない。 新成長戦略の検討状況も踏まえつつ引き続き検討ということであれば、バイオ燃料について事実を再度確認されるというのであれば、それまで「等」としてはどうか。
			同上	【三次案】 ○ 法制度によるルールの変更で既存の価格体系を変え市場機能を活用しつつイノベーションを誘発する、いわば「ポジティブ規制」による、大胆かつ新たなイノベーション促進政策も検討し、実施すべき時期に来ている。既に欧米では、新たな法的制度によって、 <del>バイオ燃料</del> 、太陽光発電、風力発電、次世代自動車、 <del>バイオ燃料</del> に関し、地域レベルで従来にない新規市場を創出し、民間の新規投資を誘発し、イノベーションを強力に推進してきている。我が国においても、グリーン・イノベーション推進の観点からは、以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、イノベーション促進型制度・規制の検討を進める。	【三次理由】 現在の政府内の政策プライオリティから、左記の順序として頂きたい。太陽光が最も注目度が高く、バイオ燃料は輸送用燃料として、次世代自動車と一体となって政策を進めているところでもある。

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す



「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁担当課	意見箇所	原文	意見	理由	
51	経済産業省 製造産業局 自動車課	Ⅱ. 2. (2)	○ 法制度によるルールの変更で既存の価格体系を変え市場機能を活用しつつイノベーションを誘発する、いわば「ポジティブ規制」による、大胆かつ新たなイノベーション促進政策も検討し、実施すべき時期に来ている。既に欧米では、新たな法的制度によって、バイオ燃料、太陽光発電、風力発電、次世代自動車に関し、地域レベルで従来にない新規市場を創出し、民間の新規投資を誘発し、イノベーションを強かに推進してきている。我が国においても、グリーン・イノベーション推進の観点からは、以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、イノベーション促進型制度・規制の検討を進める。	【一次案】 ○ 法制度によるルールの変更で既存の価格体系を変え市場機能を活用しつつイノベーションを誘発する、いわば「ポジティブ規制」による、大胆かつ新たなイノベーション促進政策も検討し、実施すべき時期に来ている。既に欧米では、新たな法的制度によって、バイオ燃料、太陽光発電、風力発電、 <del>次世代自動車</del> に関し、地域レベルで従来にない新規市場を創出し、民間の新規投資を誘発し、イノベーションを強かに推進してきている。我が国においても、グリーン・イノベーション推進の観点からは、以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、イノベーション促進型制度・規制の検討を進める。	【一次理由】 次世代自動車に関する欧米の地域レベルの取組とは、米国カリフォルニア州のZEV規制を想定したものと考えられる。当該規制は、環境対策の観点から導入されたものと認識しており、市場創出、民間投資促進、イノベーション推進等の観点から実施されたとは承知しておらず、例として記載することは適当ではない。	
			同上	○ 法制度によるルールの変更で既存の価格体系を変え市場機能を活用しつつイノベーションを誘発する、いわば「ポジティブ規制」による、大胆かつ新たなイノベーション促進政策も検討し、実施すべき時期に来ている。既に欧米では、新たな法的制度によって、太陽光発電、風力発電、次世代自動車、バイオ燃料に関し、地域レベルで従来にない新規市場を創出し、民間の新規投資を誘発し、イノベーションを強かに推進してきている。我が国においても、グリーン・イノベーション推進の観点からは、以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、イノベーション促進型制度・規制の検討を進める。	【二次案】 ○ 法制度によるルールの変更で既存の価格体系を変え市場機能を活用しつつイノベーションを誘発する、いわば「ポジティブ規制」による、大胆かつ新たなイノベーション促進政策も検討し、実施すべき時期に来ている。既に欧米では、新たな法的制度によって、太陽光発電、風力発電、 <del>次世代自動車</del> 、バイオ燃料に関し、地域レベルで従来にない新規市場を創出し、民間の新規投資を誘発し、イノベーションを強かに推進してきている。我が国においても、グリーン・イノベーション推進の観点からは、以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、イノベーション促進型制度・規制の検討を進める。	【二次理由】 欧州がイノベーションを促進する観点から、次世代自動車に関する規制を行っているとは、当省は承知していない。従って重大な事実誤認の可能性があり、記載する以上、貴府として事実を明示すべきである。当該事実を明示されない以上、本件については削除されることが適当である。
			同上	同上	同上	【三次理由】 原案について、規制が市場創出やイノベーション促進の観点から実施されているかのような表現を問題と考えている。貴府が例示している米加州のZEV規制については、環境規制として実施されているものであり、新規市場の創出やイノベーション推進といった産業政策を目的として実施されているとは認識していない。また、米加州のZEV規制については、実際の技術普及が追いつかず、制度が繰り返し見直されている。その点、貴府回答にあるように「次世代自動車のイノベーションを創出したことは事実」とは言えない。このような理由から、削除が適当。
51 (※)			同上	【四次案】 ○ 法制度によるルールの変更で既存の価格体系を変え市場機能を活用しつつイノベーションを誘発する、いわば「ポジティブ規制」による、大胆かつ新たなイノベーション促進政策も検討し、実施すべき時期に来ている。既に欧米では、新たな法的制度によって、太陽光発電、風力発電、 <del>次世代自動車</del> 、 <del>エタノール自動車</del> 、 <del>燃料電池自動車</del> 、バイオ燃料に関し、地域レベルで従来にない新規市場を創出し、民間の新規投資を誘発し、イノベーションを強かに推進してきている。我が国においても、グリーン・イノベーション推進の観点からは、以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、イノベーション促進型制度・規制の検討を進める。	【四次理由】	
52	国土交通省 自動車交通 局技術安全 部環境課	Ⅱ. 2. (2)	○ 法制度によるルールの変更で既存の価格体系を変え市場機能を活用しつつイノベーションを誘発する、いわば「ポジティブ規制」による、大胆かつ新たなイノベーション促進政策も検討し、実施すべき時期に来ている。既に欧米では、新たな法的制度によって、バイオ燃料、太陽光発電、風力発電、次世代自動車に関し、地域レベルで従来にない新規市場を創出し、民間の新規投資を誘発し、イノベーションを強かに推進してきている。我が国においても、グリーン・イノベーション推進の観点からは、以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、イノベーション促進型制度・規制の検討を進める。	【一次案】 ○ 法制度によるルールの変更で既存の価格体系を変え市場機能を活用しつつイノベーションを誘発する、いわば「ポジティブ規制」による、大胆かつ新たなイノベーション促進政策も検討し、実施すべき時期に来ている。既に欧米では、新たな法的制度によって、バイオ燃料、太陽光発電、風力発電、 <del>次世代自動車</del> に関し、地域レベルで従来にない新規市場を創出し、民間の新規投資を誘発し、イノベーションを強かに推進してきている。我が国においても、グリーン・イノベーション推進の観点からは、以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、イノベーション促進型制度・規制の検討を進める。	【一次理由】 一般的に「規制」は、安全確保、環境負荷低減等の目的のために行う手法であって、イノベーションの誘発を目的とするものではないと認識。 次世代自動車に関する欧米の地域レベルの取組とは、カリフォルニア州のZEV規制を想定したものと考えられるが、同規制については、環境対策の観点から導入されたものと認識しており、市場創出、民間投資促進、イノベーション推進等の観点から実施されたとは必ずしも言えないと認識しているところ、例として記載することは適当ではないと考える。	
52 (※)			○ 法制度によるルールの変更で既存の価格体系を変え市場機能を活用しつつイノベーションを誘発する、いわば「ポジティブ規制」による、大胆かつ新たなイノベーション促進政策も検討し、実施すべき時期に来ている。既に欧米では、新たな法的制度によって、太陽光発電、風力発電、次世代自動車、バイオ燃料に関し、地域レベルで従来にない新規市場を創出し、民間の新規投資を誘発し、イノベーションを強かに推進してきている。我が国においても、グリーン・イノベーション推進の観点からは、以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、イノベーション促進型制度・規制の検討を進める。	【二次案】 ○ 法制度によるルールの変更で既存の価格体系を変え市場機能を活用しつつイノベーションを誘発する、いわば「ポジティブ規制」による、大胆かつ新たなイノベーション促進政策も検討し、実施すべき時期に来ている。既に欧米では、新たな法的制度によって、太陽光発電、風力発電、 <del>次世代自動車</del> 、バイオ燃料に関し、地域レベルで従来にない新規市場を創出し、民間の新規投資を誘発し、イノベーションを強かに推進してきている。我が国においても、グリーン・イノベーション推進の観点からは、以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、イノベーション促進型制度・規制の検討を進める。	【二次理由】 次世代自動車に関する欧米の規制として、イノベーション促進を目的としたものとして想定されているものを根拠となる資料とともにご教示いただきたい。欧米の次世代自動車に関する規制は、環境対策の観点から導入されたものと認識しているところ、事実誤認の可能性が考えられている。 明確な根拠がないのであれば、次世代自動車の文言を記載することは適切ではなく、削除することが適切ではないか。 なお、燃費基準については、技術的に合理性のある厳しい目標値とすることが妥当であると考えており、それによって、メーカーの技術開発を促すことについては否定はしない。ただし、それは次世代自動車の市場を創出することが目的ではなく、ガソリン自動車も含め、メーカーの技術開発全体を促進するものである。燃費基準の改訂が次世代自動車の市場創出を目的とする、といった誤解を生まないためにも、本文中の「次世代自動車」の文言は削除することが適切と考えている。	

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁 担当課	意見箇所	原文	意見	理由
53 (※)	国土交通省 総合政策局 技術安全課	II. 2. (2)	【検討項目例】	（【検討項目例】の項目全体を削除）	このような検討は、個別制度毎に行われるものであって、「科学技術基本計画」に記述し総合科学技術会議がフォローアップすべきものではないため、【検討項目例】は削除すべきである。
54	経済産業省 資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力基盤整備課	II. 2. (2)	・スマートグリッド、次世代自動車の普及を妨げる恐れのある消防法、電気事業法の点検や運用の見直し	（質問） 科学技術基本計画は、科学技術基本法に基づき作成されているものであるが、基本計画に法律の点検や運用の見直しについて記載をすることは可能なか。可能であるならば、科学技術基本法のどの条文に基づき可能であるのかご教示いただきたい。 また、仮に記載できる場合においては、以下の点についてご教示いただきたい。 ・その作業についてどの部署がどのように実施するのか。 ・電気事業法におけるどの条文の点検や運用の見直しをするのか等、具体的取組内容について。 ・法律の見直しについては、現在、行政刷新会議において議論が進められている規制・制度改革における議論と重複するが、両者の整理はどうなっているのか。	そもそも総合科学技術会議において、法律の点検やその運用の見直しをするという取組ができるのかどうか、法律の見直しについては、行政刷新会議において議論が進められている規制・制度改革における議論と重複するのではないか疑問があるため。 また、我が国の目指すべきスマートグリッドの在り方について、関係省庁において議論がされているところ。素案には、電気事業法について個別に言及されているが、電気事業法が普及阻害要因になっているという議論は今のところ出されていない。 そのため、具体的にどのような改正ニーズがあるのか、どのような方向性で点検や見直しをされる予定なのか、具体的にどこが作業をするのか等について確認させていただきたいため。
55	経済産業省 製造産業局 自動車課	II. 2. (2)	・スマートグリッド、次世代自動車の普及を妨げる恐れのある消防法、電気事業法の点検や運用の見直し	（質問） ・消防法、電気事業法が、普及の妨げになっている実例をご教示いただきたい。	
56	経済産業省 製造産業局 自動車課	II. 2. (2)	・スマートグリッド、次世代自動車の普及を妨げる恐れのある消防法、電気事業法の点検や運用の見直し	（削除）	【一次理由】 消防法、電気事業法が、普及の妨げになっている実例をご教示いただきたい。
56 (※)			・スマートグリッド、次世代自動車の普及を妨げる恐れのある電気事業法等の点検や運用の見直し	同上	【二次理由】 貴府から本件に係る政策的意図及び具体的な内容が示されていない中で、当該記載が残ることには大きな違和感を持っている。引き続き貴府内で検討することであれば、具体的な政策的意図・内容を提示いただいた上で議論させていただくこととすると承知している。
			同上	同上	【三次理由】 原案について、規制が市場創出やイノベーション促進の観点から実施されているかのような表現を問題と考えている。貴府が例示している米加州のZEV規制については、環境規制として実施されているものであり、新規市場の創出やイノベーション推進といった産業政策を目的として実施されているとは認識していない。また、米加州のZEV規制については、実際の技術普及が追いつかず、制度が繰り返し見直されている。その点、貴府回答にあるように「次世代自動車のイノベーションを創出したことは事実」とは言えない。このような理由から、削除が適当。
57	総務省 消防庁予防課 危険物保安室	II. 2. (2)	・スマートグリッド、次世代自動車の普及を妨げる恐れのある消防法、電気事業法の点検や運用の見直し	・スマートグリッド、次世代自動車の普及を妨げる恐れのある消防法、電気事業法の点検や運用の見直し	当庁としては、「普及を妨げる恐れのある点検や運用」についての具体的な内容は承知していないが、消防法は、火災を予防し、警戒及び鎮圧し、国民の生命、身体、財産を守るため、必要な安全対策を講じることを規定したものであり、これらの基準は、安全の確保のための必要最低限のものである。
58	経済産業省 資源エネルギー庁資源燃料部 政策課	II. 2. (2)	・スマートグリッド、次世代自動車の普及を妨げる恐れのある消防法、電気事業法の点検や運用の見直し	・スマートグリッド、次世代自動車の普及を妨げる恐れのある消防法、建築基準法、電気事業法の点検や運用の見直し	次世代自動車（燃料電池自動車）の普及のためには、消防法、電気事業法の他にインフラ面で水素ステーションの整備の妨げとなっている建築基準法も該当するため。
59	経済産業省 資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力基盤整備課	II. 2. (2)	・風力、地熱発電の普及を妨げる自然公園法の点検・改正	（質問） 科学技術基本計画は、科学技術基本法に基づき作成されているものであるが、基本計画に法律の点検や運用の見直しについて記載をすることは可能なか。可能であるならば、科学技術基本法のどの条文に基づき可能であるのかご教示いただきたい。 また、仮に記載できる場合においては、以下の点についてご教示いただきたい。 ・その作業についてどの部署がどのように実施するのか。 ・電気事業法におけるどの条文の点検や運用の見直しをするのか等、具体的取組内容について。 ・法律の見直しについては、現在、行政刷新会議において議論が進められている規制・制度改革における議論と重複するが、両者の整理はどうなっているのか。	そもそも総合科学技術会議において、法律の点検やその運用の見直しをするという取組ができるのかどうか、法律の見直しについては、行政刷新会議において議論が進められている規制・制度改革における議論と重複するのではないか疑問があるため。 また、我が国の目指すべきスマートグリッドの在り方について、関係省庁において議論がされているところ。素案には、電気事業法について個別に言及されているが、電気事業法が普及阻害要因になっているという議論は今のところ出されていない。 そのため、具体的にどのような改正ニーズがあるのか、どのような方向性で点検や見直しをされる予定なのか、具体的にどこが作業をするのか等について確認させていただきたいため。

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁 担当課	意見箇所	原文	意見	理由
60	環境省 総合環境政策局総務課 環境研究技術室	II. 2. (2)	・風力、地熱発電の普及を妨げる自然公園法の点検・改正	(質問) 自然公園法が具体的にイノベーションを妨げていると考えられる素案を網羅的に示されたい。	素案の根拠となった事実関係が明示されていないため。
61	環境省 総合環境政策局総務課 環境研究技術室	II. 2. (2)	・風力、地熱発電の普及を妨げる自然公園法の点検・改正	(質問) これら「妨げる」例として掲げられている制度が例示された基準、及びその基準を設定した理由を説明されたい。 併せて、当省所管の上記制度がその基準に該当していると考えた理由を示されたい。	同上
62	環境省 総合環境政策局総務課 環境研究技術室	II. 2. (2)	・風力、地熱発電の普及を妨げる自然公園法の点検・改正	(質問) 自然公園法が「風力、地熱発電の普及を妨げる」と例示する具体的な理由をご教示いただきたい。	自然公園法は優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに生物多様性の確保に寄与することを目的としており、国立・国定公園内のかけがえのない自然景観や生物多様性の保全と個別に折り合いをつけながら、従来より風力発電や地熱発電の立地を認めてきたところであり、これは、(1)グリーンイノベーションの推進「自然との共生と社会の発展・経済の成長をバランスよく両立する」にも合致するものと考えているため。
63	環境省 総合環境政策局総務課 環境研究技術室	II. 2. (2)	・風力、地熱発電の普及を妨げる自然公園法の点検・改正	(質問) 風力発電は、技術的な課題として、その導入ポテンシャルの地域偏在性が極めて強く、北海道、東北、沖縄各電力会社の各供給エリアでは、各電力会社の発電設備容量を上回ると推計される一方、電力会社間の連系線容量に限度があること、大型の風車は低周波振動・バードストライクの問題があることがあげられる。また、地熱発電も現行の最新の探査技術を用いても計画どおりの蒸気量が確保できないおそれがあるなどの開発リスク、調査・開発段階での多数のボーリングに要する多額の費用、地元温泉業者等との調整のため影響把握の技術の不足、固定価格買取制度の導入の検討があげられる。 (2)グリーン・イノベーションを支える政策としては、まずこれらの諸問題の解決について具体的に例示していくべきと考えるが貴見をご教示いただきたい。	同左
64	環境省 総合環境政策局総務課 環境研究技術室	II. 2. (2)	・風力、地熱発電の普及を妨げる自然公園法の点検・改正	(質問) 当省の調査では、陸上風力発電の賦存量は約14億kWと見込まれ、そのうち国立・国定公園内に存する割合は約1.7億kWであり、賦存量全体の約12%に過ぎないことが明らかとなっており、したがって、この点からも、規制が風力発電の普及を妨げているという考え方は科学的ではなく、誤解に根差したものであると考えるが貴見をご教示いただきたい。	同左

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁 担当課	意見箇所	原文	意見	理由
65	環境省 総合環境政策局総務課 環境研究技術室	II. 2. (2)	・風力、地熱発電の普及を妨げる自然公園法の点検・改正	(削除)	<p>自然公園法は優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに生物多様性の確保に寄与することを目的としており、国立・国定公園内のかけがえのない自然景観や生物多様性の保全と個別に折り合いをつけながら、従来より風力発電や地熱発電の立地を認めてきたところであり、これは、本基本方針(素案)の(1)グリーンイノベーションの推進「自然との共生と社会の発展・経済の成長をバランスよく両立する」にも合致する。</p> <p>これまで、風力発電については、資源エネルギー庁と環境省の共催により行った風力発電施設と自然環境保全に関する研究会の論点整理において、基本的考え方として、①地球温暖化対策としての風力発電導入の重要性、②風力発電の推進と自然環境保全の両立の必要性を示しており、この考え方のもと、自然公園法については、一層の審査手続きの統一化・明確化・迅速化を図ることが必要とされており、当省においても既に対応を進めている。</p> <p>地熱発電についても、経済産業省が地熱発電の開発促進を図るための方策を検討した地熱発電に関する研究会の中間報告において、地熱発電の事業性を向上させるための環境整備として、①投資環境の整備、②開発リスク・開発コスト低減のための方策、③温泉発電普及のための方策、④自然公園法等の関係法令に基づく諸規制の対応をあげており、必ずしも自然公園法のみに対応を求めておらず、かつ、自然公園法に求めている対応は、点検・改正ではなく、「既存の地熱発電所から自然公園内の地表部に影響を及ぼさないコントロール掘削による開発を積極的に進めるべきである。」「温泉発電用ユニットを自然公園内の小規模発電に活用することも考えられる。」であり、これについては、当省において既にこれまでも許可を行っており対応済みである。</p> <p>これらのことから、貴回答「自然公園法の厳しい開発制限が利いており」、「何らかの運用見直しが必要」、「貴省所管法令においても適切な検討をお進めいただきたいと考えます」は、何ら根拠がなく、かつ、再生可能エネルギーの推進について、当省は自然公園法の対応を含め積極的に検討・対策を進めているところである。</p> <p>また、再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直しについては、行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会においても検討テーマの中の規制改革事項の一つとして他の法制度とともに自然公園法があげられているが、他の法制度が「申請の不要化」、「規制の緩和」など対応を求められている一方で、自然公園法に対しては「設置許可の早期化・柔軟化等」が求められているのであって「自然公園法の点検・改正」などは求められていない。</p> <p>さらに、貴回答でもお認めいただいているとおり、風力発電は、技術的な課題として、その導入ポテンシャルの地域偏在性が極めて強く、北海道、東北、沖縄各電力会社の各供給エリアでは、各電力会社の発電設備容量を上回ると推計される一方、電力会社間の連系線容量に限度があること、大型の風車は低周波振動・バードストライクの問題があることがあげられ、地熱発電も、現行の最新の探査技術を用いても計画どおりの蒸気量が確保できないおそれがあるなどの開発リスク、調査・開発段階での多数のボーリングに要する多額の費用、地元温泉業者等との調整のため影響把握の技術の不足、固定価格買取制度の導入の検討があげられることから、(2)グリーン・イノベーションを支える政策としては、まずこれらの諸問題の解決について具体的に例示していくべきである。</p> <p>以上から、既に対応済みの本件については記載の必要はない。</p>

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁担当課	意見箇所	原文	意見	理由
66	経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部燃料電池推進室	II. 2. (2)	・水素先端材料開発を妨げる高圧ガス保安法の点検・改革	・水素先端材料開発、水素ステーション等供給インフラの普及を妨げる高圧ガス保安法について、海外との調和を図るべく点検・改革	燃料電池自動車について、国内外自動車メーカー及び国内エネルギー企業が2015年の普及開始に合意しており、その実現に向けた取組を推進するためには、水素供給インフラの整備が喫緊の課題であるため。
67	経済産業省資源エネルギー庁資源燃料部政策課	II. 2. (2)	・水素先端材料開発を妨げる高圧ガス保安法の点検・改革	・水素先端材料開発、水素ステーション等供給インフラの普及を妨げる高圧ガス保安法、建築基準法等について、海外との調和を図るべく点検・改革	燃料電池自動車について、国内外自動車メーカー及び国内エネルギー企業が2015年の普及開始に合意しており、その実現に向けた取組を推進するためには、水素供給インフラの整備が喫緊の課題であるため。
68	経済産業省製造産業局非鉄金属課	II. 2. (2)	・水素先端材料開発を妨げる高圧ガス保安法の点検・改革	・水素先端材料開発や高温超伝導技術の実用化を妨げる高圧ガス保安法の点検・改革	高圧ガス保安法では超電導機器に用いる冷凍機器の使用を想定していない。現行のままでは過剰な規制となるため、適切な取組のための点検・改革が必要。(冷凍機に用いる、液体窒素を冷やすためのヘリウムやネオンについて、冷凍保存規制上規制している容量を、フロン並みに緩和するなどの措置が有効。)
69 (※)	経済産業省原子力安全・保安院保安課	II. 2. (2)	・水素先端材料開発や水素ステーション等供給インフラの普及、高温超伝導技術の実用化を妨げる高圧ガス保安法、建築基準法等について、海外との調和も含め、点検・改革	【一次案】 ・水素先端材料開発や水素ステーション等供給インフラの普及、高温超伝導技術の実用化を妨げるおそれのある高圧ガス保安法、建築基準法等について、海外との調和も含め、点検・改革	【一次理由】 インフラの普及や高温超伝導技術の実用化についてはまだ始まっておらず妨げるかどうかは定かではなく、スマートグリッドの電気事業法やリサイクル活動の排掃法と同じく、妨げるおそれのあるものであるため、修正。(広域のリサイクル活動については既に始まっているかと存じますが、とりあげられた技術は動き始めた段階です) 点検・改革についての一つの視点ではあるかと存じますが、海外との調和だけ特だしすることは違和感があるため、安全の確保の観点からの検討ももちろん必要であるという認識です。
			・水素先端材料開発や水素ステーション等供給インフラの普及、高温超伝導技術の実用化を妨げるおそれのある高圧ガス保安法、建築基準法等について、海外との調和も含め、点検・改革	【二次案】 ・水素先端材料開発や水素ステーション等供給インフラの普及、高温超伝導技術の実用化を妨げるおそれのある高圧ガス保安法、建築基準法等の安全規制について、海外との調和も含め、点検・改革	【二次理由】 高圧ガス保安法、建築基準法については、「安全規制」であり、それが明確となるよう追加されたい。
			同上	【三次案】 ・水素先端材料開発や水素ステーション等供給インフラの普及、高温超伝導技術の実用化を妨げるおそれのある高圧ガス保安法等の安全規制、建築基準法等について、海外との調和も含め、点検・改革	【三次理由】 高圧ガス保安法は「安全規制」であり、それが明確となるよう追加されたい。
70	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室	II. 2. (2)	・効率的で広域のリサイクル活動を妨げる廃掃法、容器リサイクル法の点検・改正	(質問) 廃掃法、容器リサイクル法が具体的にイノベーションを妨げていると考えられる事案を網羅的に示されたい。	素案の根拠となった事実関係が明示されていないため。
71	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室	II. 2. (2)	・効率的で広域のリサイクル活動を妨げる廃掃法、容器リサイクル法の点検・改正	(質問) これら「妨げる」例として掲げられている制度が例示された基準、及びその基準を設定した理由を説明されたい。 併せて、当省所管の上記制度がその基準に該当していると考えた理由を示されたい。	同上

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁 担当課	意見箇所	原文	意見	理由
72	環境省 総合環境政策局総務課 環境研究技術室	II. 2. (2)	・効率的で広域のリサイクル活動を妨げる廃掃法、容器リサイクル法の点検・改正	(削除)	【一次理由】 廃掃法、容器法については、具体的にイノベーションを妨げていると考えられる事案、「妨げる」例として掲げられている制度が例示された基準、その基準を設定した理由、及び当省所管の上記制度がその基準に該当していると考えた理由について、素案及び事前質問回答において具体的に示されていない。 廃掃法、容器リサイクル法のそれぞれの目的は下記の通りであり、いずれもグリーンイノベーションの推進を妨げることを意図したものではない。 廃掃法については、その目的の範囲の中で廃棄物の再生利用が効率的に進むよう、既に様々な手当がされているところであり、結論を予断するような記述は慎むべき。 容器法については、行政刷新会議の規制改革分科会においてすら議論の俎上にあげられていない。また、容器(包装)リサイクル制度については様々な課題があることは認識しており、そのための見直しは随時行っているが、科学のイノベーションに直結する例示としてかかげられるような課題は認識していない。少なくとも「広域の」リサイクル活動を妨げているという御指摘は貴府からもいただいております。当方もそのような認識はなく、この文章内で容器(包装)リサイクル法を掲げることは誤解を招く。また、御指摘の点についても、単純な入札方式であることは事実だが付加価値の高い二次製品を作れば高く売れるのだから市場にインセンティブがあるのであり、インセンティブが乏しいことは関係ない。上限価格に張り付いているという事実は認識していない。販売実績については積極的に開示するように求めておりご指摘は当たらない。 (各法の目的) (廃掃法)廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 (容器リサイクル法)容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
72 (※)			同上	同上	【二次理由】 廃棄物処理法は廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的としており、この目的を確保するため、一般廃棄物については市町村に処理責任を負わせ、市町村が自ら、若しくは委託により、又は許可を出すことで適正処理を図っているが、許可の例外として、再生利用の指定制度などもある。加えて、広域的に処理する場合は広域認定制度も整備している。これらの対応により、廃棄物処理法は効率的で広域のリサイクル活動の支障にはなっていないと考えている。 また、ご指摘の小型家電については、廃掃法の許可・委託に加えて、市町村の再生利用指定制度等を活用しながら、広域的な回収のモデル事業を経産省と連携し実施しているところであり、廃掃法の規制により支障が生じていると結論づけることは事実誤認である。
73	経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課	II. 2. (2)	・省エネ住宅・ゼロエネルギー住宅基準の最新基準の改定と将来時点での強化プログラムの段階的設定	【一次案】 ・省エネ住宅・ゼロエネルギー住宅基準の最新基準の改定と将来時点での強化プログラムの段階的設定 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化の推進	住宅・建築物の省エネルギー対策の推進は、地球温暖化対策の観点から重要。よって、住宅のみならず、建築物分野についての施策も入れるべき。また基準改定以外の施策も含む広い書きぶりとするべき。
			同上	【二次案】 ・省エネ法における建築物の省エネ基準の強化を含む住宅・ゼロエネルギー住宅基準の最新基準の改定と将来時点での強化プログラムの段階的設定 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化の推進	同上

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁担当課	意見箇所	原文	意見	理由
74	経済産業省資源エネルギー庁資源燃料部政策課	II. 2. (2)	・バイオ燃料(バイオエタノール、バイオ・ディーゼル、バイオガス)及び間伐材・林地残材の導入活用義務の設定と段階的拡大	【一次案】 ・バイオ燃料(バイオエタノール、バイオ・ディーゼル、バイオガス)及び間伐材・林地残材の導入活用義務の設定と段階的拡大	【一次理由】 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年7月8日法律第72号)において、エネルギー供給事業者に対し、すでに非化石エネルギー源の利用(バイオ燃料、バイオガス)を義務付けることとしているため。 なお、革新的な技術という面では、草木系のセルロース系エタノールや藻類系のバイオ軽油・ジェットなどの技術開発に取り組んでいるところであり、バイオ燃料関係の技術について記載するならば、この点を記載するべき。
			同上	【二次案】 ・バイオ燃料(バイオエタノール、バイオ・ディーゼル、バイオガス)及び間伐材・林地残材の導入活用義務の設定と段階的拡大 ・バイオ燃料については、LCA(ライフサイクルアセスメント)での温室効果削減ガス等の持続可能性基準の設定と本基準を満たすバイオ燃料の導入促進	【二次理由】 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年7月8日法律第72号)において、エネルギー供給事業者に対し、すでに非化石エネルギー源の利用(バイオ燃料、バイオガス)を既に義務付けることとしているため削除。 欧米ではLCAを満たすバイオ燃料のみ導入することとしている。欧米における基準は今後も厳しくなるため、今後バイオ燃料を継続して導入させるためには、基準をクリアするためバイオ燃料製造技術等のイノベーションを促進させるものと考えられるため。
			同上	【三次案】 ・間伐材・林地残材の導入活用義務の設定と段階的拡大 ・バイオ燃料(バイオエタノール、バイオ・ディーゼル、バイオジェット)・バイオガス)及び間伐材・林地残材の導入活用義務の設定と段階的拡大については、LCA(ライフサイクルアセスメント)での温室効果削減ガス等の持続可能性基準の設定と本基準を満たすバイオ燃料・バイオガスの導入促進	【三次理由】 バイオ燃料は、通常、輸送用燃料としてのバイオエタノール、バイオ・ディーゼル、バイオジェットを意味するため、バイオガスは別書きとした。
75	国土交通省自動車交通局技術安全部環境課	II. 2. (2)	・バイオ燃料(バイオエタノール、バイオ・ディーゼル、バイオガス)及び間伐材・林地残材の導入活用義務の設定と段階的拡大	(質問) 「バイオ燃料の導入活用義務」について、どのような内容を意図されているかご教示いただきたい。	自動車でのバイオ燃料の活用について言えば、自動車メーカーは燃料政策の動向を見て、バイオ燃料に係る技術開発等を検討することから、例えば、燃料政策によるバイオ燃料の普及の担保がないまま、「全ての自動車にE10対応設備を義務付ける」といった規制をかけることは不適切であると考えている。
76	国土交通省自動車交通局技術安全部環境課	II. 2. (2)	・バイオ燃料(バイオエタノール、バイオ・ディーゼル、バイオガス)及び間伐材・林地残材の導入活用義務の設定と段階的拡大	・バイオ燃料(バイオエタノール、バイオ・ディーゼル、バイオガス)、汚泥燃料及び間伐材・林地残材の導入活用義務の設定と段階的拡大	汚泥燃料は、導入活用の促進・拡大が求められているため。
77(※)	経済産業省産業技術環境局リサイクル推進室	II. 2. (2)	・省資源・省エネ・低炭素型のグリーンサプライチェーン構築を促す資源有効利用促進法の改正	・省資源・省エネ・低炭素型のグリーンサプライチェーン構築を促す資源有効利用促進法の見直し改正	資源有効利用促進法については、20年3月までの見直し期限を踏まえ、審議会において検討し、20年1月に取りまとめ。 審議会取りまとめを受け、また、その後の情勢変化等も踏まえつつ、引き続き、資源有効利用促進法の改正の必要性も含めて検討中。 したがって、現時点では、「資源有効利用促進法の見直し」と修正させていきたい。
78(※)	経済産業省製造産業局自動車課	II. 2. (2)	・自動車燃費基準の改訂	(削除)	【一次理由】 燃費基準についても、今後の技術開発の見直し等を踏まえて厳しくも実現性のある水準とすることが適切。技術革新が生じることを前提として、又は期待して設定することは、実現性に疑義が生じるため適切ではない。また、技術開発のコストは最終的に価格としてユーザーが負担するため、ユーザーに対する導入支援策が不可欠であり、規制のみの議論をすることはバランスを欠くと考えられる。
			同上	同上	【二次理由】 貴府から本件に係る政策的意図及び具体的な内容が示されていない中で、当該記載が残ることには大きな違和感を持っている。引き続き貴府内で検討するというのであれば、具体的な政策の意図・内容を提示いただいた上で議論させていただくこととなると承知している。
			同上	同上	【三次理由】 燃費基準の改訂に当たっては、どのような燃費改善技術が存在し、その普及見込みがどの程度になるかという技術的議論の下、実現性のある厳しくも適切な水準に設定することが求められる。貴府の回答にある、「イノベーションのターゲットを明確にする」という記述が、必ずしもどのような意味か明確ではないが、仮に特定の先端技術を政府が定め、強制的に導入することを意図しているのであれば、燃費改善のために如何なる技術を採用するかは個々の事業者の自由な競争・経営判断に委ねるべきであり、不適切。これは、グローバル市場において活動をする国内メーカーの国際競争力を確保の観点からも適切ではない。
			同上	【四次案】 ・技術的議論に立脚した適切な自動車燃費基準の改訂	【四次理由】

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁担当課	意見箇所	原文	意見	理由
79	国土交通省 自動車交通局 技術安全部 環境課	Ⅱ. 2. (2)	・自動車燃費基準の改訂	(削除)	自動車の燃費基準については、技術開発の見通し等について詳細な検討を行い、達成可能かつ厳しい目標値とすべきものであり、実現性に疑義が生じる技術革新を前提とした規制とすることは適切ではない。なお、技術開発のコストは価格に転嫁され、ユーザーが負担することから、ユーザーに対する導入支援策も併せて検討する必要があるところ、規制のみの議論をすることはバランスを欠くと考えられる。
80	経済産業省 製造産業局 自動車課	Ⅱ. 2. (2)	・次世代自動車を推進するための日本版ゼロエミッション車(ZEV)規制、エコカー専用レーンの導入検討	(削除)	次世代自動車に関する欧米の地域レベルの取組とは、米国カリフォルニア州のZEV規制を想定したものと考えられる。当該規制は、環境対策の観点から導入されたものと認識しており、市場創出、民間投資促進、イノベーション推進等の観点から実施されたとは承知しておらず、例として記載することは適当ではない。 上述の通り、ZEV規制については環境政策上の観点から、カリフォルニア州の判断として導入されたものであり、イノベーション促進型制度として検討することは適切ではない。
81	国土交通省 自動車交通局 技術安全部 環境課	Ⅱ. 2. (2)	・次世代自動車を推進するための日本版ゼロエミッション車(ZEV)規制、エコカー専用レーンの導入検討	・次世代自動車を推進するための日本版ゼロエミッション車(ZEV)規制、エコカー専用レーンの導入検討	次世代自動車に関する欧米の地域レベルの取組とは、カリフォルニア州のZEV規制を想定したものと考えられるが、同規制については、環境対策の観点から導入されたものと認識しており、市場創出、民間投資促進、イノベーション推進等の観点から実施されたとは必ずしも言えないと認識しているところ、例として記載することは適当ではないと考える。 カリフォルニア州のZEV規制をイノベーション促進型制度とは言えないことから、日本版ZEV規制の導入についてもイノベーション促進型制度の検討項目として位置付けることは適当ではない。
82			・次世代自動車を推進するための日本版ゼロエミッション車(ZEV)規制、エコカー専用レーンの導入検討	・次世代自動車を推進するための日本版ゼロエミッション車(ZEV)規制、エコカー専用レーンの導入検討	【一次理由】 新たな車線整備は対応不可能であるとともに、道路別の交通需要予測が困難であるため。
82 (※)	国土交通省 大臣官房 技術調査課	Ⅱ. 2. (2)	同上	同上	【二次理由】 エコカー専用レーンについては、先の照会でもエコカーの路線別需要に基づいた車線整備は困難である旨述べているところであるが、以下の観点から削除をお願いしたい。 米国に比べて車線数の少ない日本での効果については「事務局対応案」でも疑問視している。 エコカー以外の車両が残りの少なくなる車線に集中して渋滞を助長するなど、グリーンイノベーションの趣旨にそぐわないものと考えられる。

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す



「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁 担当課	意見箇所	原文	意見	理由
83	警察庁 交通局交通 規制課	II. 2. (2)	・次世代自動車を推進するための日本型ゼロエミッション車(ZEV)規制、エコカー専用レーンの導入検討	・次世代自動車を推進するための日本型ゼロエミッション車(ZEV)規制、 <b>エコカー専用レーンの導入検討</b>	【一次理由】 エコカー専用レーンの導入は、エコカーによる円滑な走行を可能とするための「ポジティブ規制」として提案されたと考えられるが、エコカー専用レーンを導入すれば、車線数が減少することとなるエコカー以外の一般車両の交通が妨げられ、一般車両の渋滞が増加することとなる。自動車は、低速時には燃費が悪化し、排出ガスが増加するため、(エコカーよりも燃費が悪い)一般車両の渋滞を増加させれば、自動車からの二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を相当に増加させることとなると考えられる。現政権は、「2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減する」との政府目標を掲げているところ、これと正反対の効果をもたらす施策を検討することは失当であると考えられるため。
			同上	同上	【二次理由】 エコカー専用レーンを導入すれば、エコカーを普及させる可能性があることを否定するものではないが、前回意見のとおり、エコカー専用レーンの導入は、社会全体の自動車からの温室効果ガスの排出を増加させてしまう政策であり、2020年までに二酸化炭素排出量を25%削減することを目標とする現政権下で検討し得ないものである。貴事務局からの回答では、「エコカーに対する高速料金の割引策等と併せて導入することにより、促進を図りたい」とあるが、エコカーに対する高速料金の割引により、当庁から指摘したエコカー専用レーンの問題点が解消されるわけではなく、現政権下で採用し得ない不合理な施策を記載することは不相当である。
			同上	同上	【三次理由】 エコカー専用レーンの導入については、車線数が減少することになり、エコカー以外の一般車両の交通が妨げられる結果、エコカーよりも燃費が悪い一般車両の渋滞が増加し、「2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減する」との政府目標と正反対の結果をもたらす施策であることから、検討項目とすることは適切でない。内閣府事務局においては、レーン数が少ない日本では十分な効果が得られない場合もあるとした上で、「エコカーに対する高速料金の割引等と併せて導入することにより、促進を図りたいと考えている。」などとして、「エコカー専用レーンやエコカー通行料金割引制度等の導入検討」との記載を盛り込んだが、エコカーに対する高速料金の割引により、当庁から指摘したエコカー専用レーンの問題点が解消されるわけではなく、上記政府目標を達成する上で不合理な施策である点も含め、内閣府事務局からは何らの合理的説明、回答もなされていない。当庁としては、当該部分に係る基本方針案は不合理なものとして認識しており、到底受け入れられるものではない。
83 (※)					
84 (※)	経済産業省 商務情報政 策局情報通 信機器課環 境リサイクル 室	II. 2. (2)	・効率的な小型家電等のリサイクル制度の構築に向けた課題の検討	【一次案】 ・ <b>効率的な小型家電等の希少金属等の経済的なリサイクル制度の構築に向けた課題の検討</b> を可能とする技術開発や代替材料開発の推進	【一次理由】 本方針は、「成長を支えるプラットフォーム」としての、「我が国の科学・技術・イノベーション政策の戦略的かつ総合的な強化に向けた基本方針を示すもの」(P3)と承知。 上記の性格を踏まえれば、使用済み製品のリサイクルについて、本方針で設定されるべき検討項目としては、リサイクルの実効性の鍵であり現時点で必ずしも確立していない、経済的なリサイクル技術(中間処理、製錬等)の確立や代替材料開発の方が相応しいため。(現状では、未回収の資源の多くについて、経済的にリサイクルする技術自体が未確立であり、資源エネルギー庁を中心として、技術開発を推進しているところと承知。)
			同上	【二次案】 ・ <b>効率経済性のある実効的な小型家電等のリサイクルの推進に資するための制度の構築に向けた課題の検討</b>	【二次理由】 各種使用済み製品のリサイクルについて、産業として実効的かつサステナブルに行う上では、製品を効率的に多く回収すること(と、回収された製品から資源を再生する経済的な技術(中間処理、製錬等))が重要となる。 この点、製品回収の量的拡大・低コスト化を図る上で、特に廃棄物の広域的な回収のあり方が中心的な課題となっているが、各種リサイクルに係る法制度の前提である廃棄物処理法の課題の整理がないまま、単に製品別の「リサイクル制度」の構築を図るとしても、実効性は期待されないものと考えられる。 以上を踏まえ、民間のイノベーションを誘発する実効性・継続性の観点から、意見のとおり表現を修正されたい。
			同上	【三次案】 ・ <b>効率経済的かつ実効的な小型家電等のリサイクル制度システムの構築に向けた課題の検討</b>	【三次理由】 小型家電のリサイクルについて、産業として実効的かつサステナブルに行う上では、製品の回収及び回収された製品から資源を再生する技術(中間処理、製錬等)の両面において、経済性が前提となる。 現在、経済産業省・環境省で、適正かつ効率的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目的として、「使用済み小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を開催し、経済性等の課題について検討しているところ。 以上を踏まえ、意見のとおり表現を修正されたい。

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁担当課	意見箇所	原文	意見	理由
85	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室	Ⅱ. 2. (2)	(イノベーション促進型制度・規制へ追加)	【一次案】 ・より一層の拡大生産者責任に基づく小型家電等のリサイクル制度の導入検討	【一次理由】 欧州ではWEEE指令に基づき、拡大生産者責任に基づいたリサイクルが産業として成長しつつある。リサイクルを進める上では、廃掃法等の検討を載せるだけでは著しく偏っており、あらゆる選択肢を検討しなければ最良のものとはならないため。 なお、特に小型家電のようなものは廃掃法の規制改革だけでは経済的には成立しないと考えている点申し添える。
85 (※)			同上	【二次案】 ・効率的な小型家電等のリサイクル制度の構築に向けた課題の検討	【二次理由】 基本方針（素案）の原文中にも「既存規制・制度の点検・改革や、イノベーション促進型制度・規制の検討を進める」と書いてあり、合意はなくとも検討は進められるものと認識。 また、再修正意見については、他省との方向性と齟齬はないものと認識。 革新技術の前倒しによる環境・エネルギー大国の土台となる。また、「チャレンジ25」の取組を推進する有効な政策の一つとなるため。
86	環境省 総合環境政策局総務課 環境研究技術室	Ⅱ. 2. (2)	(イノベーション促進型制度・規制へ追加)	・CCS大規模実証事業/バイオマスCCSの技術・制度検討	
87	経済産業省 商務情報政策局情報政策課	Ⅱ. 2. (2)	○ 自ら低炭素化を目指すグリーンICTのみならず、スマートグリッドやリアルな輸送や移動を節約するバーチャルコミュニケーションをはじめ、社会システムの隅々まで低炭素化を浸透させるのに有効な情報通信技術について、グリーン・イノベーションの観点から推進を図る。	○ 自ら低炭素化を目指すグリーンICTのみならず、情報通信技術自体の低炭素化のみならず、スマートグリッドやリアルな輸送や移動を節約するバーチャルコミュニケーションをはじめ、社会システムの隅々まで低炭素化を浸透させるのに有効な情報通信技術について、グリーン・イノベーションの観点から推進を図る。	産学官が連携している「グリーンIT」については情報通信技術自体の低炭素化と、情報通信技術を活用した低炭素化を含むものであり、原案では不適切であるため、平成22年3月に公表された「新たな情報通信技術戦略の骨子（案）」（平成22年3月19日開催 第52回高度情報通信ネットワーク社会推進本部提出）の用語に従って修正されたい。
88	経済産業省 商務情報政策局情報処理振興課	Ⅱ. 2. (2)	○ 自ら低炭素化を目指すグリーンICTのみならず、スマートグリッドやリアルな輸送や移動を節約するバーチャルコミュニケーションをはじめ、社会システムの隅々まで低炭素化を浸透させるのに有効な情報通信技術について、グリーン・イノベーションの観点から推進を図る。	○ 自ら低炭素化を目指すグリーンICTのみならず、スマートグリッド・クラウドコンピューティングやリアルな輸送や移動を節約するバーチャルコミュニケーションをはじめ、社会システムの隅々まで低炭素化を浸透させるのに有効な情報通信技術について、グリーン・イノベーションの観点から推進を図る。	IT機器を集約化するクラウドコンピューティングは、低炭素化を促進する有効な情報通信技術であるため。
89	内閣官房 情報セキュリティセンター	Ⅱ. 2. (2)		(質問) 本素案につきまして、今後、(スマートグリッドについての)情報セキュリティを考慮した記載を盛り込むべきではないでしょうか？	スマートグリッドを推進するにあたっては、情報セキュリティという観点も必要であると考えるため。
90	農林水産省 農林水産技術会議事務局技術政策課	Ⅱ. 3.	(P。ライフ・イノベーションに係るタスクフォースの議論を反映予定。)	「農産連携による健康社会実現に向けて、予防医学に向けた食品の機能性の活用及び生物機能を活用した医療分野への展開」を位置づけることが必要。	健康大国を実現するためには、食生活の見直し、予防医学に資する健康機能性成分を有する食品の活用は重要なポイントであり、また、医薬品成分を産生する農作物、医薬品・医療用資材の開発、再生医療等を位置づけることは、ライフ・イノベーションの中で重要な取組である。
91	厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室	Ⅱ. 3. (1)	○ 健康寿命の延伸、人口減の中での活力の維持など、少子高齢化の中で全ての年齢層の国民が豊かさを実感できる社会を築くとともに、医療・介護・健康関連の科学・技術や産業の発展を通じた成長を実現するライフ・イノベーションを推進し、世界一の健康大国となることを目指す。	○ 健康寿命の延伸、人口減の中での活力の維持など、少子高齢化の中で全ての年齢層の国民が豊かさを実感できる社会を築くとともに、医療・介護・健康・化学物質安全等の関連の科学・技術や産業の発展を通じた成長を実現するライフ・イノベーションを推進し、世界一の健康大国となることを目指す。	人の健康を確保する上で、化学物質によるリスク低減のための科学・技術の確保が重要である。
92	経済産業省 製造産業局 化学物質管理課	Ⅱ. 3. (1)	○ 健康寿命の延伸、人口減の中での活力の維持など、少子高齢化の中で全ての年齢層の国民が豊かさを実感できる社会を築くとともに、医療・介護・健康関連の科学・技術や産業の発展を通じた成長を実現するライフ・イノベーションを推進し、世界一の健康大国となることを目指す。	○ 健康寿命の延伸、人口減の中での活力の維持など、少子高齢化の中で全ての年齢層の国民が豊かさを実感できる社会を築くとともに、医療・介護・健康・化学物質安全等の関連の科学・技術や産業の発展を通じた成長を実現するライフ・イノベーションを推進し、世界一の健康大国となることを目指す。	人の健康を確保する上で、化学物質による安全性評価等の科学・技術の確保が重要である。
93	文部科学省 科学技術・学術政策局政策課	Ⅱ. 3. (2)	○ バイオテクノロジーの研究開発を集結し、必要に応じ適切な管理の下に関連規制も解除し、国全体のライフ・イノベーションの基盤となる先端研究開発を総合的に推進するライフサイエンス研究所の創設を早急に検討し、実行に移していく。	(削除)	4月下旬より独立行政法人の仕分け作業が開始されることになっており、各研究所の在り方が厳しく問われることが想定されるため、新たな研究所の位置づけやミッション等の具体的なイメージを有した上で創設を検討しなければ、国民の理解を得られないと判断。現時点においては、これが不明確のため、削除することが妥当。 例としては、当該研究所で行う、「ライフ・イノベーションの基盤となる先端研究開発」についての詳細が不明確。仮に研究所を創設するのであれば、これを明確にした上で、既存の各研究機関との関係を十分考慮しつつ、最も適切な位置づけを検討すべきである。 なお、新成長戦略においては、革新的な医薬品や、医療・介護技術の研究開発の推進が挙げられており、これを実施する研究所と理解する(情報通信技術、ロボット関連技術、新薬等の先端医療関連技術等をまとめて実施?)が、こうした場合、ライフサイエンス研究所という名称よりも、ライフ・イノベーション研究所とすべき。
94	厚生労働省 医政局研究開発振興課	Ⅱ. 3. (2)	○ バイオテクノロジーの研究開発を集結し、必要に応じ適切な管理の下に関連規制も解除し、国全体のライフ・イノベーションの基盤となる先端研究開発を総合的に推進するライフサイエンス研究所の創設を早急に検討し、実行に移していく。	(削除)	本項であげられた関連規制の解除について、対象となる規制が明らかにされておらず、規制解除の必要性が明確ではないため受け入れられない。また、ライフ・イノベーションの基盤となる先端研究開発については、独立行政法人医薬基盤研究所等で従前から実施しているところであり、新たにライフサイエンス研究所を創設することの必要性の検討については時間を要する。

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁 担当課	意見箇所	原文	意見	理由
95 (※)	経済産業省 産業技術環境局技術振興課産業技術総合研究所室	II. 3. (2)	○ バイオテクノロジーの研究開発を集結し、必要に応じ適切な管理の下に関連規制も解除し、国全体のライフ・イノベーションの基盤となる先端研究開発を総合的に推進するライフサイエンス研究所の創設を早急に検討し、実行に移していく。(P)	(削除)	なぜ、バイオテクノロジーの研究開発を集結することが、ライフイノベーション推進のために必要なのか不明。 そもそもライフイノベーションの出口を見据えた推進のためには、バイオテクノロジーと他の分野との連携が必要(例えば、医療機器の場合は、バイオ技術に加え、IT技術、機械技術等が必要)であり、バイオテクノロジーだけを集約するのは、逆にライフイノベーションの推進の妨げとなる可能性がある。 また、バイオテクノロジー研究主体を含めた研究独法の今後の方向性は、古川副大臣、鈴木副大臣を主査とする「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」で方向性が示されているが、そことの整合が全くない。そもそも、独立行政法人については、研究独法も含めて、今後行政刷新会議で議論されるところであり、そこで示される一定の方向性に基づいて記述すべき(他の項目で「他の議論を反映予定」と記述されている部分がある。)
96	経済産業省 産業技術環境局産業技術政策課	II. 3. (2)	○ バイオテクノロジーの研究開発を集結し、必要に応じ適切な管理の下に関連規制も解除し、国全体のライフ・イノベーションの基盤となる先端研究開発を総合的に推進するライフサイエンス研究所の創設を早急に検討し、実行に移していく。	○ バイオテクノロジーの研究開発を集結し、必要に応じ適切な管理の下に関連規制も解除し、 <b>国全体の</b> ライフ・イノベーションの基盤となる先端研究開発を <b>総合的に</b> 推進するライフサイエンス研究所の創設を早急に検討し、 <b>実行に移していく。</b>	「結集」、「国全体」、「総合的」が何を想定しているのか不明である。また、各研究開発法人のライフサイエンス研究開発は、政策目的に応じて多様であるから、「先端研究開発」の推進を目的とする研究所の検討に際しては、このような多様性を否定することがないようにすることが必要。
97	文部科学省 研究振興局 ライフサイエンス課	II. 3. (2)	○ バイオテクノロジーの研究開発を集結し、必要に応じ適切な管理の下に関連規制も解除し、国全体のライフ・イノベーションの基盤となる先端研究開発を総合的に推進するライフサイエンス研究所の創設を早急に検討し、実行に移していく。	○ 特に、出口を見据えた体系的な研究開発の推進については、iPS/ES細胞等を活用した再生医療、がん対策、うつ病・認知症等の克服など、健康大国の実現に大きなインパクトを与える革新的の前倒しを行う。その際、関係省がそれぞれ施策を実施するのではなく、共同して実施する体制を順次整え、基礎から臨床までの一貫した支援体制を構築する。 ○ 革新的な基礎研究の成果を迅速かつ確実に実用化していくため、化合物ライブラリーやイメージング、共同治験の拠点など、官民を挙げて創薬・医療技術支援基盤を構築し、オールジャパンで有効活用する仕組みを整備する。	(「(2)グリーン・イノベーションを支える政策」における記述の平仄関係も考慮し)、ライフ・イノベーションに貢献する重要な革新的技術開発の前倒しや、関係省が共同して必要な技術支援基盤の整備を行うことが重要であり、それに係る記述を追加する。
98	財務省 主税局税制第三課	II. 3. (2)	・ シンガポールを参考に、バイオテクノロジーを集結し拠点形成させる日本版バイオポリスの検討、実現(予算の集中化、人事の柔軟化、企業に対する税制優遇措置など)	・ シンガポールを参考に、バイオテクノロジーを集結し拠点形成させる日本版バイオポリスの検討、実現(予算の集中化、人事の柔軟化、 <b>企業に対する税制上の優遇措置の在り方の検討</b> など)	新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入等の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。 また、特定の政策目的の実現のために設けられる租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めているところ。左記のような税制を活用しようとする政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるべきもの。
99	厚生労働省 大臣官房厚生科学課	II. 3. (2)	【数値項目例】	(【数値項目例】の項目全体を削除)	ライフ・イノベーションのTFIにおいて、このような数値目標は議論されていないこと、数値目標の設定根拠が不明であること、数値目標になじまないものも含まれていること、グリーン・イノベーションにおいてはこのような数値目標は何等示されていないこと等から当該項目そのものを削除するべき。
100	厚生労働省 大臣官房厚生科学課	II. 3. (2)	・ 2020年までに10程度の主要疾患について、希望者全員が、安価でゲノム解析による予防医療を受けられるようにする。まずは、ネットワーク化したゲノム・健康情報を有効活用し、日本人におけるゲノム・体質の相違を起因とする疾患特性の解明や診断治療法の確立のため、10万人規模の疫学・ゲノムコホート研究を実施し、その後、主要疾患(主にがん、アルツハイマー、糖尿病)の原因因子を3程度解明することで、患者に負担の少ない診断・予防法の確立を目指す。	(削除) なお、「診断・予防法の確立」については、「予防・検査・診断・治療法の確立」とすることが適当	【数値目標例】の項目削除の意見を提出しているところであるが、数値目標中の記載についても以下のような問題がある。 記載されている内容は、科学技術政策の数値目標ではなく、事業に関する内容となっているため。 また、本項であげられた数値目標については、貴府より科学的な算定根拠が示されておらず、その実現性の検討が困難であるため受け入れられない。また、たとえ算出根拠をお示しいただいたとしても、妥当な数値目標の検討には時間を要する。 なお、がんをはじめとした疾病対策プロセスとして、予防、検査、診断治療までの流れが重要であるため、「診断・予防」とするよりは、左記のように修文することが適当。
101	厚生労働省 医薬食品局 審査管理課	II. 3. (2)	・ 計画期間内に開発要望のある未承認薬のリストを半減させる。	(削除)	【数値目標例】の項目削除の意見を提出しているところであるが、数値目標中の記載についても以下のような問題がある。 この数値目標例に掲げられた項目と「日本版バイオポリスの検討・実現」との具体的な関係が不明である上、「開発要望のある未承認薬のリスト」なるものが何か不明であり、数値目標となっておらず、記載として不適当。 また、たとえ算出根拠をお示しいただいたとしても、妥当な数値目標の検討には時間を要する。
102	厚生労働省 老健局総務課	II. 3. (2)	・ 65歳以上の要介護率を〇%に低減させる。	(削除)	【数値目標例】の項目削除の意見を提出しているところであるが、数値目標中の記載についても以下のような問題がある。 我が国の人口の高齢化が進み、心身の状態が虚弱であり要介護者である割合が高い後期高齢者の割合が増加している中、高齢者全体における要介護者の割合等について数値目標を設定することは困難である。 なお、厚生労働省において、このような目標値は設定していない。

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁担当課	意見箇所	原文	意見	理由
103	厚生労働省 医政局研究 開発振興課	Ⅱ. 3. (2)	・日本発の臨床研究論文の数世界トップ5位以内を目指す。	(削除)	【数値目標例】の項目削除の意見を提出しているところであるが、数値目標中の記載についても以下のような問題がある。 臨床研究論文が掲載される雑誌は、事前の査読の有無等の基準がそれぞれ異なり、掲載される論文の質も一律ではないため、単なる論文数の増加をもってイノベーションの評価を示す指標にはならない。
104	文部科学省 科学技術政策研究所 科学技術基盤調査研究室	Ⅱ. 3. (2)	・日本発の臨床研究論文の数世界トップ5位以内を目指す。	5位という設定は、適当か。	国のランキング等は、分野を対象とした場合と特定誌を対象とした場合とでは、相当変化します。科学技術政策研究所で行っているトムソンロイター社のWeb of Science(2007年末)やエルゼビア社のSCOPUS(2006年末)のデータベースを用いた調査では、臨床医学分野を計算すると、4位であり、既に5位以内です。一方、日本製薬工業協会医薬産業政策研究所の高鳥氏の特定の臨床医学系誌を対象とした分析結果では、18位(2003-2007年)と報告されています。目標設定時には、数年後レビューすることを踏まえて、どのデータベースの何を対象とした場合かを明確にしておく必要がある。
105	厚生労働省 医政局研究 開発振興課	Ⅱ. 3. (2)	・国民ニーズの高い疾患について、例えば、疾患特性や患者個人の体質に合わせた最適な医薬品や回復期間を短縮できる手術法を10程度着実に実現させることを目指す。	(削除)	【数値目標例】の項目削除の意見を提出しているところであるが、数値目標中の記載についても以下のような問題がある。 本項であげられた数値目標については、貴府より科学的な算定根拠が示されておらず、その実現性の検討が困難であるため受け入れられない。また、たとえ算出根拠をお示しいただいたとしても、妥当な数値目標の検討には時間を要する。
106	厚生労働省 医政局研究 開発振興課	Ⅱ. 3. (2)	・先端医療開発特区(スーパー特区、現在24)において、採択された研究課題から、10程度の研究シーズを臨床試験まで進め、5程度の研究シーズについて実用化を目指す。	(削除)	【数値目標例】の項目削除の意見を提出しているところであるが、数値目標中の記載についても以下のような問題がある。 本項であげられた数値目標については、貴府より科学的な算定根拠が示されておらず、その実現性の検討が困難であるため受け入れられない。また、たとえ算出根拠をお示しいただいたとしても、妥当な数値目標の検討には時間を要する。
107	厚生労働省 医政局研究 開発振興課	Ⅱ. 3. (2)	・2020年までに臨床研究環境を整備し、臨床研究コーディネーター倍増により、臨床研究実施登録数倍増を目指す。(現状4500人)	・2020年までに臨床研究環境を整備し、臨床研究コーディネーター倍増、生物統計家、データマネージャー、医事・薬事に精通した人材の育成及び医療機関内で安定して雇用される臨床研究環境の整備により、臨床研究実施登録数増加倍増を目指す。(現状4500人)	【数値目標例】の項目削除の意見を提出しているところであるが、数値目標中の記載についても以下のような問題がある。 臨床研究実施登録数の増加には、臨床研究コーディネーターに加えて、生物統計家、データマネージャー、医事・薬事に精通した人材の増加が必要であるため。また、人材の育成のみならず、これら人材の医療機関における安定雇用が必要となるため。 臨床研究コーディネーター数の現状が4500人という貴府の算定根拠は不明確であり、現状を示す数値として記載するのは不適切であるため。
108	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 母子保健課	Ⅱ. 3. (2)	・不妊治療について、技術の改良による出生率の向上を目指す。(目標例:2020年50%以上。現状:出生率15%程度と言われ、3回以内で妊娠しない場合、それ以降、更に出生率が低下)	・不妊治療(体外受精、顕微授精)について、技術の改良による出生率の向上を目指す。	【数値目標例】の項目削除の意見を提出しているところであるが、数値目標中の記載についても以下のような問題がある。 体外受精と顕微授精による不妊治療のことを指していると思われるので、その旨明記すべき。
109	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 母子保健課	Ⅱ. 3. (2)	・不妊治療について、技術の改良による出生率の向上を目指す。(目標例:2020年50%以上。現状:出生率15%程度と言われ、3回以内で妊娠しない場合、それ以降、更に出生率が低下)	技術の改良による出生率の向上には、妊娠能に関する診断技術の向上等により、不妊患者をスクリーニングして、不妊治療により妊娠しにくい患者を治療から除外することも含めると理解して良いか。	【数値目標例】の項目削除の意見を提出しているところであるが、数値目標中の記載についても以下のような問題がある。 不妊治療の出生率は、不妊治療を行う対象集団の年齢等による妊娠能の違いにより左右されるので。
110	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 母子保健課	Ⅱ. 3. (2)	・不妊治療について、技術の改良による出生率の向上を目指す。(目標例:2020年50%以上。現状:出生率15%程度と言われ、3回以内で妊娠しない場合、それ以降、更に出生率が低下)	不妊治療の出生率の目標(2020年)は30%程度が適当ではないか。	【数値目標例】の項目削除の意見を提出しているところであるが、数値目標中の記載についても以下のような問題がある。 専門家の意見をきく必要はあるが、現在の2倍以上の50%の目標は高すぎると思われる。
111	厚生労働省 健康局総務課 がん対策推進室	Ⅱ. 3. (2)	・がん罹患者の5年生存率を〇%に向上させる。	・がん罹患者の5年生存率を〇%に向上させる。による死亡者の減少(がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の20%減少)	【数値目標例】の項目削除の意見を提出しているところであるが、数値目標中の記載についても以下のような問題がある。 がん対策基本法に基づき、閣議決定されたがん対策推進基本計画の目標として、「がんによる死亡者の減少」について明確な数値目標が掲げられているため。また、原文に示される5年生存率は各がん種別・領域別に治療効果の評価の上では有用であるが、がん種によっては数値化して比較するだけの基礎データが整備されていないものも多く、がんをひとくくりとして掲げる例示としてはふさわしくない。さらに、がん罹患者の5年生存率について国として把握しておらず、一部地方自治体で行われている地域がん登録のデータにはあるものの、集計等に時間を要し、現時点で最新の結果は97-99年診断例であるため、適時に対策を評価するための指標として不適切。
112	厚生労働省 医薬食品局 審査管理課/ 医療機器審査管理室	Ⅱ. 3. (2)	(数値目標例に追加)	・新薬及び新医療機器の市販までの期間をそれぞれ2.5年及び1年7ヶ月短縮し、米国並みの審査期間とすることで、いわゆるドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグを解消させる。	【数値目標例】の項目削除の意見を提出しているところであるが、数値目標としては以下の理由により左記のものも考えられる。 医薬品、医療機器審査にあたり、目標として取り組んでいることであるため。

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁担当課	意見箇所	原文	意見	理由
113	厚生労働省健康局結核感染症課	II. 3. (2)	(数値目標例に追加)	・ 新型インフルエンザ対策に対する危機管理の観点から、ウイルス株が同定されてから6ヶ月以内に全国民分のパンデミックワクチンを製造することを旨とする。	【数値目標例】の項目削除の意見を提出しているところであるが、数値目標としては以下の理由により左記のものも考えられる。 「第174回国会 厚生労働委員会 第2号(平成22年2月17日(水曜日))」の長妻厚生労働大臣の所信表明において、「今回のように輸入ワクチンに頼らざるを得ない事態とならないよう、国内において細胞培養法を開発し、全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能にするために、引き続き取り組みます。」とのご発言があること 「第173回国会11月26日厚生労働委員会 委員会決議」において、「十四 新型インフルエンザワクチンについては、国内生産により全国民分を供給できるよう、その製造能力を飛躍的に向上させるため、平成二十年四月二十三日の当委員会における附帯決議を踏まえ、細胞培養法の開発等に係る予算を確保し、国が主導して研究開発を積極的に進めること。」とされていることなどから、厚生労働省として今後も引き続き重要な研究課題と考えている。 (参考) <a href="http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009717420100217002.htm">http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009717420100217002.htm</a>
114	厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室	II. 3. (2)	(数値目標例に追加)	・ 約2万種の化学物質から、リスクを優先的に評価すべき物質を絞り込みヒト健康影響評価を実施することなどにより、2020年までに全ての化学物質を人の健康や環境に対する影響を最小化する方法で生産・利用する。	【数値目標例】の項目削除の意見を提出しているところであるが、数値目標としては以下の理由により左記のものも考えられる。 人の健康を確保する上で、化学物質によるリスクの削減が1つの重要な要素であるため。
115	経済産業省製造産業局生物化学産業課	II. 3. (2)	(数値目標例に追加)	【一次案】 ・ 創薬・診断に資する基盤技術を3つ程度開発する。	【一次理由】 医薬品の成功確率向上に資する基盤技術の開発は、我が国のライフイノベーションを支える取組として重要であるため。
			同上	【二次案】 ・ 2015年度までに、新薬候補の安全性を的確に評価する技術など、創薬・診断に資する基盤技術を5つ程度開発する。	【二次理由】 ご指摘を踏まえ、具体例と目標時期を明記。
116	文部科学省研究振興局ライフサイエンス課	II. 3. (2)	・ 医薬品・医療機器の許認可権限を独立した機関とするとともに、許認可に必要となる研究開発を実施する機関と統合。これにより、規制に関わる研究、ガイドラインの作成、その後の見直しを円滑に進める。	(削除)	規制機関と研究開発機関を一体にすれば、ライフ・イノベーションを阻む要因が取り除けるのか疑問である。問題は、研究開発成果を円滑に、かつ中立公正に規制に取り込んでいくための仕掛けである。機関を一緒にするならば、規制の中立性をどのように担保するのか、十分な検討が必要である。 なお、具体的な機関の統合が想定されているのであれば、修正案の必要は無いとも考えられるが、もし現段階で想定される機関があるのであれば、ご教示願いたい。
117	厚生労働省医薬食品局審査管理課/医療機器審査管理室	II. 3. (2)	・ 医薬品・医療機器の許認可権限を独立した機関とするとともに、許認可に必要となる研究開発を実施する機関と統合。これにより、規制に関わる研究、ガイドラインの作成、その後の見直しを円滑に進める。	(削除)	【一次理由】 医薬品の審査機関と研究開発機関は国会決議(平成14年12月12日)に基づき分離独立させているところであり、統合させた場合、国会における決議に反することとなり、連携することも不相当であるため。 その上、独立した機関を設立することにより、規制に関わる研究の推進、ガイドラインの作成、その後の見直しを円滑に進めることにはならず、意義が不明のため。 また、研究開発実施側からのインプットは重要であるが、規制担当部局が国民の安全確保を最優先に責任を持って判断すべきであり、レギュラトリー・サイエンスに関する政策に関しての連携までは不要と思われるため。
117(※)			・ 医薬品・医療機器の許認可権限を独立した機関とするとともに、許認可に必要となる研究開発を実施する機関と統合。これにより、規制に関わる研究、ガイドラインの作成、その後の見直しを円滑に進める。(P)	同上	【二次理由】 医薬品・医療機器の審査担当機関と研究開発担当機関については、過去の医薬品・医療機器による健康被害発生を教訓から、規制と振興の分離という観点で、国会決議に基づいて分離独立させたものであり、統合することは不相当であるため。 なお、医薬品・医療機器の許認可権限については、「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」において、「最終的には国が責任を負う形として、適切に権限を行使できる体制とする」との提言を踏まえると、独立した機関とすることは不相当であるため。 また、研究開発実施側からのインプットは重要であるが、規制担当部局が国民の安全確保を最優先に責任を持って判断すべきであり、レギュラトリー・サイエンスに関する政策は、規制担当部局が主体的に対応すべきものであるため。

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁 担当課	意見箇所	原文	意見	理由
118	厚生労働省 医薬食品局 審査管理課/ 医療機器審 査管理室	II. 3. (2)	・ 研究開発実施側と規制担当部局が連携して、リスクと効果を科学的に分析・評価するレギュラトリー・サイエンスに関する政策を関係府省の優先政策と位置付けて充実させ、科学的データに基づく規制の策定・改革を図る。	・ <b>研究開発実施側と規制担当部局が連携して</b> 、リスクと効果を科学的に分析・評価するレギュラトリー・サイエンス <b>に関する政策</b> を関係府省の優先政策と位置付けて充実させ、科学的 <b>根拠データ</b> に基づく規制の策定・ <b>改正改革</b> を図る。	【一次理由】 医薬品の審査機関と研究開発機関は国会決議（平成14年12月12日）に基づき分離独立させているところであり、統合させた場合、国会における決議に反することとなり、連携することも不適当であるため。 その上、独立した機関を設立することにより、規制に関わる研究の推進、ガイドラインの作成、その後の見直しを円滑に進めることにはならず、意義が不明のため。 また、研究開発実施側からのインプットは重要であるが、規制担当部局が国民の安全確保を最優先に責任を持って判断すべきであり、レギュラトリー・サイエンスに関する政策に関しての連携までは不要と思われるため。
118 (※)		II. 3. (2)	同上	同上	【二次理由】 医薬品・医療機器の審査担当機関と研究開発担当機関については、過去の医薬品・医療機器による健康被害発生からの教訓から、規制と振興の分離という観点で、国会決議に基づいて分離独立させたものであり、統合することは不適当であるため。 なお、医薬品・医療機器の許認可権限については、「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」において、「最終的には国が責任を負う形としつつ、適切に権限を行使できる体制とする」との提言を踏まえ、独立した機関とすることは不適当であるため。 また、研究開発実施側からのインプットは重要であるが、規制担当部局が国民の安全確保を最優先に責任を持って判断すべきであり、レギュラトリー・サイエンスに関する政策は、規制担当部局が主体的に対応すべきものであるため。
119	経済産業省 製造産業局 生物化学産業課	II. 3. (2)	(追加)	・ <b>今後成長が期待されるバイオ医薬品等の分野について、ベンチャー等</b> が取り組む研究開発・製造を支援するための <b>人材育成や共同研究や受託生産を行う拠点の整備</b>	我が国発の革新的な医薬品等を実用化を促進し、急成長しているバイオ医薬品を成長産業としていくためには、バイオ医薬品の治験に必要な製造施設等が不可欠であるが、日本にはそのような環境が未整備であるため、共同研究等も行える拠点の整備が必要である。
120 (※)	国土交通省 総合政策局 技術安全課	II. 3. (2)	○ ライフ・イノベーション推進の観点から、以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、イノベーション促進型制度・規制の検討を進める。	○ ライフ・イノベーション推進の観点から、以下の項目を中心に、既存規制・制度の点検・改革や、 <b>結果としてイノベーション促進型制度・規制</b> の検討を進める。	「規制」はそもそも、安全、環境等に関して公益を守るために（保護法益）、負担や不利益を強いるものであって、安全、環境といった保護法益と規制による不利益・負担を比較衡量して判断されなければならない。「次世代自動車」に関する貴回答にあるとおり、「結果として」イノベーションが促進されたとしても、そういった二次的な効用のみを拡大して、「規制」の本質である保護法益と規制による不利益・負担を無視した議論は適切ではなく、イノベーションが発生するかどうか不明確な状況でむやみに規制が導入されることは不当である。 また、現在の「イノベーション促進型制度・規制」はこれまで全く議論されていない用語であり、国民に誤解を与える可能性があり、避けるべきである。
121 (※)	国土交通省 総合政策局 技術安全課	II. 3. (2)	【検討項目例】	<b>（【検討項目例】の項目全体を削除）</b>	このような検討は、個別制度毎に行われるものであって、「科学技術基本計画」に記述し総合科学技術会議がフォローアップすべきものではないため、【検討項目例】は削除すべきである。

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁担当課	意見箇所	原文	意見	理由
122	警察庁 交通局交通企画課	II. 3. (2)	・ パーソナルモビリティ普及を妨げる道路交通法の点検・改革	(削除)	【一次理由】 「パーソナルモビリティ」の意味するところが明らかでないが、道路交通法上は、その構造等に応じて、自動車、原動機付自転車、道路交通法第2条第1項第9号・道路交通法施行令第1条・道路交通法施行規則第1条に規定する電動機を用いる歩行補助車等、道路交通法第2条第1項第11号の3・道路交通法施行規則第1条の4に規定する原動機を用いる身体障害者用の車いす（電動車いす）等のいずれかに該当するものについては、それぞれの区分に応じた通行方法が定められていることから、これらのパーソナルモビリティの普及を道路交通法が妨げているとの趣旨であれば、それは事実誤認である。 また、「パーソナルモビリティ」が、セグウェイのような搭乗型移動支援ロボットを意図しているとすれば、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る過去の未実現提案等についての政府の対応方針（平成22年1月29日構造改革特別区域推進本部決定）において、一定の要件を満たす搭乗型移動支援ロボットについて、特区内の一定の公道における実証実験を行うことを可能とする措置を講ずることとされたことから、ロボットの特性や道路交環環境を踏まえつつ、必要な安全措置を講じた上で、一定の実証実験を行うことを可能とするため、国土交通省等と連携しつつ、道路使用許可の基準等必要となる措置について検討を進めているところであり、搭乗型移動支援ロボットの公道走行を認めるに当たっては、まずはこのような実験の結果を検証する必要があるものと認識している。 さらに、現在、国内の各メーカーにおいて、新たなモビリティの開発が行われていると承知しているところ、これらモビリティはまだ開発段階にあるほか、その安全基準等についても、現在、経済産業省等において検討中であると認識している。したがって、搭乗型移動支援ロボットの普及の前提となる安全基準すら未だ定まっていない状況にあり、これについては道路交通法が制約となっているわけではない。 以上のことから、道路交通法がパーソナルモビリティの普及を妨げているとするのは事実誤認であり、当該箇所を削除するべきである。
			同上	・ パーソナルモビリティ普及を妨げる道路交通法の点検・改革実用化・普及するための安全基準の策定	【二次理由】 お示しの「事務局対応案」によると、「パーソナルモビリティの明確な定義はまだない段階ではあるが、その普及のためには、それぞれがどの区分にあてはまるのか明確な分類基準が必要」とのことであり、その趣旨は不明であるが、明確な定義がないにもかかわらず、明確な分類基準を作成することは不可能である。 また、搭乗型移動支援ロボットについては、現在、経済産業省において、その製品としての安全基準を検討中であるほか、国内メーカーにおいて試作されているロボットも未だ開発段階にあり、実用化の前提となる環境が未だ構築されていない状況にある。 したがって、パーソナルモビリティの普及のためには、その前提としてパーソナルモビリティの安全基準が策定されなければならないことから、パーソナルモビリティを普及させたいとの趣旨であれば、「パーソナルモビリティの普及を妨げる恐れのある道路交通法の改革・点検」を、「パーソナルモビリティを実用化・普及するための安全基準の策定」に修正するべきである。
122 (※)			・ パーソナルモビリティ普及を妨げる恐れのある道路交通法の点検・改革	同上	【三次理由】 そもそも「パーソナルモビリティ」が何を意味しているか不明であるが、道路交通法上は、車両の構造等に応じた明確な区分が存在しているほか、新たなモビリティの実用化については、構造改革特区を用いた実証実験の結果を踏まえる必要がある。また、現在国内メーカーが開発に向けて取り組んでいる各種モビリティは未だ開発段階にあり、また、普及の前提となる安全基準等も、現在経済産業省等において検討中である。これらについては道路交通法が制約となっているわけではなく、道路交通法がパーソナルモビリティの普及を妨げるとするのは事実誤認である。 内閣府事務局からは、「パーソナルモビリティの明確な定義はまだない段階であるが、その普及のためには、それぞれがどの区分にあてはまるのか明確な分類基準が必要である」としている。この趣旨は全く不明であるが、それぞれについて明確な定義がないにもかかわらず、明確な分類基準を設けることはそもそも不可能であるばかりでなく、実用化の前提となる環境が構築されていないことから、パーソナルモビリティを普及させたいのであれば、「パーソナルモビリティを実用化・普及するための安全基準の策定」に修正するべきである。

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁担当課	意見箇所	原文	意見	理由
123	経済産業省製造産業局産業機械課	II. 3. (2)	・介護ロボット普及を妨げる建築基準法、労働安全衛生法の点検・改革 同上	【一次案】 (削除) 【二次案】 ・介護ロボット普及を妨げる <b>建築基準法、労働安全衛生法可能性のある規制・制度</b> の点検・改革	【一次理由】 建築基準法、労働安全衛生法については、現状では規制制度上の大きな問題は無いため、削除されたい。 【二次理由】 介護ロボット普及の妨げとなる規制・制度は現時点で不明であり、新成長戦略の検討状況も踏まえ引き続き検討すべき課題であるため、修正されたい。
124	国土交通省大臣官房技術調査課	II. 3. (2)	・介護ロボット普及を妨げる建築基準法、労働安全衛生法の点検・改革	・ <b>介護ロボット普及を妨げる建築基準法、労働安全衛生法の点検・改革</b>	介護ロボットに関し、人とともにエレベーターに乗れないという建築基準法による規制はないため、文言を削除されたい。
125	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課	II. 3. (2)	・介護ロボット普及を妨げる恐れのある建築基準法、労働安全衛生法の点検・改革	【一次案】 ・介護ロボット普及を妨げる <b>建築基準法、労働安全衛生法</b> の点検・改革 【二次案】 ・介護ロボット普及を妨げる <b>恐れのある建築基準法、労働安全衛生法</b> の点検・改革	【一次理由】 事実誤認。 労働安全衛生法において、介護ロボットに関する規制はなされていない。 【二次理由】 労働災害防止の観点から労働安全衛生規則上の適用のある産業用ロボットのパワー規制とは、言うまでもなく労働安全衛生規則上の適用のある産業用ロボットに対するものに限られることから、適用のない介護ロボットについては、このようなパワー規制は関係のないものである。 具体的にどのような介護ロボットが労働安全衛生法上の規定の妨げになっているかを示すことなく、事務局対応案の「パワー規制が事実上の上限規制となっているといわれており」という曖昧な理由で記載することはやめられたい。 なお、労働安全衛生規則第36条第31条にその定義があるとおりである。 三十一 マニプレータ及び記憶装置(可変シーケンス制御装置及び固定シーケンス制御装置を含む。以下この号において同じ。)を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことができる機械(研究開発中のものその他厚生労働大臣が定めるものを除く。以下「産業用ロボット」という。)の可動範囲(記憶装置の情報に基づきマニプレータその他の産業用ロボットの各部の動くことができる最大の範囲をいう。以下同じ。)内において当該産業用ロボットについて行うマニプレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認(以下「教示等」という。)産業用ロボットの駆動源を遮断して行うものを除く。以下この号において同じ。)又は産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作の業務
126	厚生労働省医薬食品局審査管理課	II. 3. (2)	・新規医療機器(例:ゲノム解析等)への参入ファスト・トラックの整備(薬事法)	【一次案】 (削除)	【一次理由】 審査のファスト・トラックについては、薬事法上に優先審査(薬事法第14条第7項)として位置づけられており、薬事法において措置済みであるため削除。なお、ゲノム解析はすでに実用化しており、解析対象によっては必ずしもファスト・トラックの対象の例示として相応しくないことを申し添える。
126	審査管理課 医療機器審査管理室	II. 3. (2)	同上	【二次案】 ・ <b>新規医療機器(例:ゲノム解析)への参入ファスト・トラックの整備(薬事法)</b> 国費によるベンチャーに対する相談料等の補助制度の創設	【二次理由】 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の財源はほぼすべて審査・相談手数料から成り立っており、ベンチャーだけに対する相談料等の減額は、結果として他の製薬企業への負担増につながる事となる。したがって、相談料や手数料が中小ベンチャー企業の事実上の参入障壁というのであれば、これらを国費で補助する方が適当であると考えます。
127	経済産業省商務情報政策局医療・福祉機器産業室	II. 3. (2)	(既存規制・制度の点検と改革の最後に追加)	・未承認医療機器に対する薬事法の適用範囲の明確化 ・我が国発の革新的医薬品・医療機器に対する高度医療評価制度の積極的運用 ・イノベーションのインセンティブを与える薬価・診療報酬体制の構築	我が国発の革新的な医療機器等を実用化を促進するため、臨床研究環境等の整備や、イノベーションを適正に評価する環境の整備が不可欠である。
128	経済産業省製造産業局生物化学産業課	II. 3. (2)	(既存規制・制度の点検と改革の最後に追加) 同上	・医薬品・医療機器の臨床研究を活発化させるための制度改革(臨床研究から治験に円滑につながるような制度等) ・再生医療の実用化を促進する新たな枠組みの検討 同上	【一次理由】 我が国発の革新的な医薬品等を実用化を促進するため、臨床研究の環境等の整備や、再生医療の実用化等環境の整備が不可欠である。 【補足】 1. 現在の医師法、薬事法等で規定される臨床研究や治験における制度の様々な課題を指している。 このため、具体的にそれらを列挙することははなはだ困難であるが、一例を挙げるとすれば、現在、臨床研究で行われている成果を円滑に治験へつなげていくために必要な高度医療評価制度の更なる活用や米国で導入されているND制度などである。 2. 再生医療についても上記の項目同様、現在の医療法、薬事法等での様々な課題を示したものである。 このため、具体的にそれらを列挙することは、これもはなはだ困難であるが、一例を挙げるとすれば、現在「再生医療における制度的枠組みに関する検討会」等で検討されている課題などを指している。

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す



「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁 担当課	意見箇所	原文	意見	理由
129	国土交通省 自動車交通 局技術安全 部技術企画 課	II. 3. (2)	・高齢者自動車用事故防止システムの義務化(道交法、道路運送車両法)	【一次案】 ・高齢者等の自動車事故防止を図るための予防安全技術に係る基準の策定システムの義務化(道交法、道路運送車両法)	【一次理由】 「高齢者自動車」及び「事故防止システム」が何を指すのか不明であるが、国土交通省では、高齢者を含めた自動車事故防止等を図る装置について、基準化を含めた普及策の検討を進めているため。
129 (※)			・高齢者等の自動車用事故防止を図るための予防安全技術に係る基準の策定及びそのシステムの義務化(道交法、道路運送車両法)	【二次案】 ・高齢者等の自動車事故防止を図るための予防安全技術に係る基準の策定及びそのシステムの義務化(道交法、道路運送車両法)	【二次理由】 装置の義務化については、事故防止への費用対効果等を勘案して判断すべきものである。 また、例示いただいた「車間距離警報」については乗用車メーカーからは2社しか販売していない。 予防安全技術を装着した車両については、車両価格の増加を伴うことから、義務化した場合国民の負担が高くなり、かえって新車の買い控えが起きる可能性も高い。この結果、安全性能や環境性能の高い車両の普及が阻害される可能性があることから慎重に検討する必要がある。
130	警察庁 交通局交通 規制課	II. 3. (2)	・高齢者自動車用事故防止システムの義務化(道交法、道路運送車両法)	・高齢者自動車用事故防止システムの義務化(道交法、道路運送車両法)	【一次理由】 そもそも高齢者自動車用事故防止システムの内容が不明であるが、いずれにしても、車両へのシステム等の装備の義務付けは、道路運送車両法で規定される内容であるため。
			同上	同上	【二次理由】 平成21年の道路交通法改正により、高齢運転者等標識の表示義務は廃止されている。また、そもそも車体の外側に高齢運転者等標識(磁石によるマーク)を表示すること、「高齢者自動車用事故防止システム」という装備を車両に義務付けることが「運動」するとは思われない。仮に記載すべきであると考えるのであれば、「高齢者自動車用事故防止システム」の内容を明らかにし、高齢運転者等標識との「運動」のイメージを説明されたい。そうでなければ、当然、当庁では検討し得ない。
130 (※)			・高齢者等の自動車用事故防止を図るための予防安全技術に係る基準の策定及びそのシステムの義務化(道交法、道路運送車両法)	・高齢者等の自動車用事故防止を図るための予防安全技術に係る基準の策定及びそのシステムの義務化(道交法、道路運送車両法)	【三次理由】 そもそも「高齢者自動車用事故防止システム」なるものの内容が不明であり、繰り返しその内容を明らかにするよう求めたにもかかわらず、内閣府事務局からは何の説明もない。また、自動車メーカー等でさえ内容を把握していないものと承知しており、検討を行いようがない。 さらに、そもそも車両へのシステム等の装備の義務付けは道交法ではなく、道路運送車両法で規定されるべき内容であることから、「道交法」との記載は完全に不適当である。内閣府事務局からは、「道路交通法における、高齢者に対する標識の表示義務とも運動すると考えている。」との回答もなされたが、既に提出している意見で述べたとおり、平成21年の道路交通法改正により高齢運転者等標識の表示についての一律義務付けは廃止されており、また、車体の外側に高齢運転者等標識(磁石によるマーク)を表示すること「高齢者自動車用事故防止システム」という装備を車両に義務付けることが「運動」するはずもなく、理解は不可能である。 したがって、当庁としては、既に提出している意見において述べたとおり、当該部分に係る基本方針案は不合理なものとして認識しており、到底受け入れられるものではない。
131	経済産業省 製造産業局 産業機械課	II. 3. (2)	・サービスロボットを実用化・普及するための安全性基準の策定	【一次案】 ・サービスロボットを実用化・普及するための安全性基準の策定	【一次理由】 「安全性基準」は技術的用語のため、「安全基準」に文言修正されたい。
131 (※)			・サービスロボットを実用化・普及するための安全基準の策定	【二次案】 ・サービス生活支援ロボットを実用化・普及するための安全基準の策定	【二次意見】 文言を統一するため、訂正。 後に出てくる「生活支援ロボット」の書きぶりと統一するため。
132	文部科学省 研究振興局 ライフサイエ ンス課	II. 3. (2)	○国際標準化については、生活支援ロボットなど、今後世界的な成長が期待され日本が優れた技術を有する特定戦略分野において、知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を、官民が協力して2010年度に策定し、これを推進する。	○国際標準化については、生活支援ロボットやIPS細胞等を活用した再生医療技術など、今後世界的な成長が期待され日本が優れた技術を有する特定戦略分野において、知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を、官民が協力して2010年度に策定し、これを推進する。	国際標準化について、我が国発の革新的な技術に修正。
133	経済産業省 製造産業局 生物化学産 業課	II. 3. (2)	○国際標準化については、生活支援ロボットなど、今後世界的な成長が期待され日本が優れた技術を有する特定戦略分野において、知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を、官民が協力して2010年度に策定し、これを推進する。	○国際標準化については、生活支援ロボットやIPS細胞等を用いた再生医療など、今後世界的な成長が期待され日本が優れた技術を有する特定戦略分野において、標準化を見据えた研究開発の促進と知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を、官民が協力して2010年度に策定し、これを推進する。	【一次理由】 最先端の医療技術として早期の普及に国民的な期待が寄せられている再生医療につき、その実用化には安全性・有効性の担保が不可欠。このため、IPS細胞等の評価技術等の戦略的標準化を早急に進める必要がある。 また、分野によっては、研究開発の早期の段階から標準化を見据えた取組を行っていく必要がある。
			同上	同上	【二次理由】 IPS細胞については日本の強みであることは間違いなく、また、「知的財産推進計画2010骨子」の記載での具体例では、ライフイノベーション分野においては生活支援ロボットしか例示されておらず、医療分野の例示を追加することは骨子の主旨に反するものではないと認識している。

注:Noに含まれる( )は、第90回総合科学技術会議本会議資料の確認時以降の意見を表す

「科学技術基本政策策定の基本方針（素案）」に関する各府省庁からの意見

No	府省庁担当課	意見箇所	原文	意見	理由
134	内閣官房知的財産戦略推進事務局	Ⅱ. 3. (2)	○ 国際標準化については、生活支援ロボットなど、今後世界的な成長が期待され日本が優れた技術を有する特定戦略分野において、知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を、官民が協力して2010年度に策定し、これを推進する。 同上	【一次案】 ○ 国際標準化については、生活支援ロボットなど、今後世界的な成長が期待され日本が優れた技術を有する特定戦略分野において、 <b>標準化ロードマップを含む</b> 知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を、官民が協力して2010年度に策定し、これを推進する。 【二次案】 ○ 国際標準化については、生活支援ロボットなど、今後世界的な成長が期待され日本が優れた技術を有する特定戦略分野において、 <b>標準化に向けた取組の工程を含む</b> 知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を、官民が協力して2010年度に策定し、これを推進する。	【一次理由】 競争力強化戦略が如何なるものか不明のため。 「国際標準化については」と文頭にあるように、国際標準化を主目的としているため、競争力強化戦略として「標準化ロードマップを含む」と明確にすべき。 【二次理由】 「道筋」をより適切な表現(「工程」)に変更を求めるもの。
135	文部科学省研究振興局ライフサイエンス課	Ⅱ. 3. (2)	○ 電子カルテや遠隔医療システムなど医療サービスの向上を図るとともに、ライフサイエンスの研究開発そのものを加速する情報通信技術について、ライフ・イノベーションの観点から推進を図る。	○ 電子カルテや遠隔医療システムなど医療サービスの向上を図るとともに、ライフサイエンスの研究開発そのものを加速する <b>情報通信技術(情報通信技術、シミュレーション技術、計測技術等)</b> について、ライフ・イノベーションの観点から推進を図る。	
136	厚生労働省医薬食品局安全対策課	Ⅱ. 3. (2)	(最後に追加)	○ 国民が医薬品等をより安全・安心に利用できる環境を整備するため、電子化された医療情報等を医薬品の安全対策の充実・強化等に活用する技術や拠点の整備について、ライフ・イノベーションの観点から推進を図る。	健康大国を目指すためには、医薬品等をより安全・安心に利用できる環境を作る必要があり、医薬品等の副作用の早期発見やリスク低減のための方策を進めていくことが重要であることから記載を追加した。 また、薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会の最終提言にも「行政においても、個人情報保護等に配慮しながら、電子レセプト等のデータベースを活用し、副作用等の発生に関しての医薬品使用者母数の把握や投薬情報と疾病(副作用等)発生情報の双方を含む頻度情報や安全対策措置の効果の評価のための情報基盤の整備を進めるべきである。」との記載がされている。
137	総務省消防庁予防課消防技術政策室	Ⅱ. 4.	大学及び研究開発独法(本文内に、この組み合わせが多数出てくる)	大学、 <b>国立研究機関</b> 及び研究開発独法	国内の研究を担う中で、行政に直結した国立研究機関の充実も、国家を支える科学技術の充実の点不可欠である。 例:(消防大学校消防研究センター等)
138	国土交通省総合政策局技術安全課	Ⅱ. 4. (1) ①	○ 民間、学界及び各府省が、現状認識や将来のビジョンの共有化を図り、研究開発の推進などに関する具体的戦略を協働で検討する場(プラットフォーム)として、「イノベーション戦略協議会(仮称)」を創設する。 国家を支え新たな強みを生むプラットフォームとしての科学・技術を強化する。	両箇所、「プラットフォーム」という用語の使われ方が異なっていると見受けられるが、「プラットフォーム」の定義を整理すべき。	それぞれの箇所における用語の定義が異なっているように受け取り、混乱を生じる原因であるため。
139	内閣官房総合海洋政策本部事務局	Ⅱ. 4. (1) ①	○ 民間、学界及び各府省が、現状認識や将来のビジョンの共有化を図り、研究開発の推進などに関する具体的戦略を協働で検討する場(プラットフォーム)として、「イノベーション戦略協議会(仮称)」を創設する。 ○ 協議会は、国として解決すべき重要な政策課題ごとに設置し、それぞれの課題解決に向けて、基礎的な段階から社会への実装に至るまでの推進すべき具体的な研究開発課題、達成目標、研究開発の推進体制、資金配分の在り方を検討し、戦略を策定する	(質問) 協議会と総合科学技術会議との関係について、ご教示いただきたい。	
140	文部科学省研究振興局基礎基盤研究課	Ⅱ. 4. (1) ①	○ 民間、学界及び各府省が、現状認識や将来のビジョンの共有化を図り、研究開発の推進などに関する具体的戦略を協働で検討する場(プラットフォーム)として、「イノベーション戦略協議会(仮称)」を創設する。	○ 民間、 <b>研究開発独法</b> 、学界及び各府省が、現状認識や将来のビジョンの共有化を図り、研究開発の推進などに関する具体的戦略を協働で検討する場(プラットフォーム)として、「イノベーション戦略協議会(仮称)」を創設する。	研究開発独法を対象としない、特段の理由がないため。
141	国土交通省大臣官房技術調査課	Ⅱ. 4. (1) ①	民間、学界及び、各府省	民間、学界及び、各府省及び <b>その研究機関</b>	国の研究機関も該当していると思料されるため。
142	国土交通省大臣官房技術調査課	Ⅱ. 4. (1) ①	大学や研究開発独法	大学、 <b>国の研究機関</b> や研究開発独法	国の研究機関も該当していると思料されるため。
143	文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課	Ⅱ. 4. (1) ②	○ 産学官連携の円滑な実施のため、大学及び研究開発独法における産業界とのインターフェース機能を充実し、情報提供、契約作成、権利調整を迅速に行える仕組みを整える。なお、全大学一律の整備ではなく、各大学の特性・実態を踏まえ、広域TLO(技術移転機関)への統合、産学官連携本部とTLOの統合や連携強化、大学間ネットワークの形成、外部専門家の機動的な活用など、効果的な産学連携機能の強化を図ることが求められる。	○ 産学官連携の円滑な実施のため、大学、 <b>高等専門学校</b> 及び研究開発独法における産業界とのインターフェース機能を充実し、 <b>マーケティング情報提供</b> 、 <b>コーディネート契約作成</b> 、権利調整を迅速に行える仕組みを整える。なお、 <b>全大学一律の整備ではなく</b> 、各大学・TLOの特性・実態を踏まえ、 <b>広域TLO(技術移転機関)への統合広域化・専門化</b> 、産学官連携本部とTLOの統合や連携強化、大学間ネットワークの形成、外部専門家の機動的な活動など、効果的な産学連携機能の強化を図ることが求められる。	地域を中心に、高等専門学校によるイノベーション創出が活発に行われているため、イノベーション創出の主体として高等専門学校は不可欠(他の箇所においても、イノベーション創出に関する項目では、大学(大学、大学共同利用機関)だけでなく、高等専門学校を主体に追加する必要がある。) 情報提供だけでなく出口側の情報収集も含めた「マーケティング」や契約作成だけでなく交渉やプラン立案までも含めた「コーディネート」機能の充実が必要。 「知的財産推進計画2010(骨子)」(平成22年3月30日)の「既存の大学知財本部・TLO
144	国土交通省大臣官房技術調査課	Ⅱ. 4. (1) ②	大学や研究開発独法	大学、 <b>国の研究機関</b> や研究開発独法	国の研究機関も該当していると思料されるため。